令和５年度柴田町議会９月会議会議録（第１号）

出席議員（１７名）

１番	石森靖明 君	２番	伊東　潤 君
４番	小田部峰之 君	５番	森　裕樹 君
６番	加藤　滋 君	７番	安藤義憲 君
８番	佐久間光洋 君	９番	平間幸弘 君
１０番	桜場政行 君	１１番	吉田和夫 君
１２番	秋本好則 君	１３番	大坂三男 君
１４番	佐々木裕子 君	１５番	広沢　真 君
１６番	白内恵美子 君	１７番	平間奈緒美 君
１８番	髙橋たい子 君		

欠席議員（１名）

３番　吉田　清 君

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口　茂 君
副町長	水戸英義 君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴 君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一 君
まちづくり政策課長	沖館淳一 君
財政課長	藤原輝美幸 君
税務課長	遠藤　稔 君
町民環境課長	日置幸枝 君
健康推進課長	佐藤正人 君

福　祉　課　長	佐　藤　　潤　君
子ども家庭課長	工　藤　昌　之　君
農　政　課　長　併 農業委員会事務局長	熊　谷　英　樹　君
商工観光課長	天　野　　敬　君
都市建設課長	池　田　清　勝　君
上下水道課長	平　間　一　行　君
危　機　管　理　監	平　間　信　弘　君

教育委員会部局

教　　育　　長	船　迫　邦　則　君
教育総務課長	小　林　威　仁　君
生涯学習課長	大　宮　かつ子　君
スポーツ振興課長	杉　本　龍　司　君

その他の部局

代表監査委員	大　宮　正　博　君

事務局職員出席者

議会事務局長	大　山　　薫
次　　長	高　木　信　孝
主　　幹	今　野　裕　介
主　　事	佐　藤　麻　美

議　事　日　程　（第１号）

令和５年９月４日（月曜日）　午前９時３０分　再　会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　開催期間の決定

第　３　諸報告

（１）議長報告

（２）町政報告

第　４　報告第１２号　専決処分の報告について
（柴田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）

第　５　報告第１３号　専決処分の報告について
（柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

第　６　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第　７　諮問第　２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第　８　議案第１０号　教育委員会委員の任命について

第　９　議案第１１号　柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

第１０　議案第１２号　柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

第１１　議案第１３号　柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

第１２　議案第１４号　柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第１３　議案第１５号　財産の取得について（船岡城址公園用地）

第１４　議案第１６号　令和５年度柴田町一般会計補正予算

第１５　議案第１７号　令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

第１６　議案第１８号　令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第１７　議案第１９号　令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第１８　議案第２０号　令和５年度柴田町水道事業会計補正予算

第１９　議案第２１号　令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算

第２０　一般質問

（１）　吉　田　和　夫　議員

（２）　平　間　奈緒美　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前９時３０分　　再　会

○議長（髙橋たい子君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和５年度柴田町議会９月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が３番吉田清君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋たい子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番白内恵美子さん、17番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第２　開催期間の決定

○議長（髙橋たい子君）　日程第２、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。９月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から９月20日までの17日間、うち９月９日から19日までを議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質６日間と意見が一致いたしました。よって、９月会議の開催期間は本日から９月20日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から９月20日までと決定しました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、令和４年度各種会計決算についての総括質疑の要旨は、議会運営委員会の協議の結果、本日午前９時30分まで議長へ提出となっております。

総括質疑は２名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。

総括質疑は９月８日に行いますので、ご了承願います。

なお、９月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第３　諸報告

〇議長（髙橋たい子君）　日程第３、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長　登壇〕

〇町長（滝口　茂君）　９月会議の報告は４件でございます。

〇議長（髙橋たい子君）　マイクお願いします。

〇町長（滝口　茂君）　９月会議の報告４件を報告させていただきます。

まず、１点目、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金事業の進捗状況について申し上げます。

本年度、エネルギーや食料品価格高騰等への対応及び住民生活、地域経済を支援するために取り組んでいる５事業の実施状況についてご報告いたします。

１つに、医療機関及び幼児教育、保育事業所の負担を軽減するため、エネルギー等価格高騰分を支援金として支給する「エネルギー価格等の高騰に直面する社会サポート事業者支援事業」は、32医療機関、３幼稚園、２保育所及び８小規模保育所等に計668万円の支援金を支給し、事業を終了しております。

２点目、ゼロ歳児から５歳児までの乳幼児を保育する世帯の生活を支援するため２万円を支給する「エネルギー・物価高騰等に直面する乳幼児保育世帯の給付金事業」は、対象見込み人数の約７割に支給しました。

３点目、エネルギーや食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮し、特に家計への影響が大きい低所得者世帯へ３万円を給付する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業」は、対象見込み世帯の約８割に支給しました。

４点目、高校生がいる世帯の生活を支援するため２万円を支給する「エネルギー・物価高騰等に直面する高校生世帯の給付金事業」は、10月以降に申請受付を開始し、順次支給する予定としております。

５点目、また、小中学校に就学する児童生徒の給食費相当額を一定期間支援する「原油価格・物価高騰等に直面する小中学生世帯への学校給食費負担軽減事業」については、11月期から２月期までの４回分の学校給食費の無料化を行います。

以上、５つの支援施策の進捗状況についてのご報告といたします。

２点目、令和５年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業の進捗状況について申し上げます。

本年度から食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受けている独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、生活を支援する観点から対象児童１人当たり５万円の特別給付金を給付しております。

給付の状況といたしましては、昨年度に給付した「新型コロナウイルス感染症による影響を受けた低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金」の対象となった145世帯、児童289人分と、令和５年度分の児童手当の受給者のうち、令和５年度の住民税均等割が非課税であった41世帯、児童79人分の合計186世帯、児童368人分の1,840万円については、既に申請を不要とするプッシュ型により給付を完了しております。

また、令和５年度分の児童手当の受給者で、物価高騰の影響を受け、住民税均等割が非課税に相当する程度に収入が減少し、家計が急変したと認められる世帯の２世帯、児童３人分の15万円を申請に基づき給付いたしました。

家計が急変した世帯の申請期限は令和６年２月29日となっており、引き続きお知らせ版やホームページ等で周知を図ってまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

３点目、自転車用ヘルメット購入費助成事業の実施について申し上げます。

令和５年４月から、自転車に乗る際には、事故、転倒から頭を守るため、ヘルメットの着用が努力義務とされました。これを受け、町では独自に自転車用ヘルメットの着用を普及・促進する目的で、令和４年12月23日以降に基準を満たすヘルメットを購入した方を対象に、上限額2,000円として購入費用の半分を助成することといたしました。

令和５年７月25日から申請受付を開始し、８月25日現在の受付状況は51人、９万6,590円で、年代別では、10歳未満が４人、10歳代が４人、30歳代が２人、40歳代が２人、50歳代が６人、60歳代が15人、70歳代が13人、80歳代が５人で、60歳以上の方が64.7％となっております。そのうち40人分、７万6,780円は、８月31日までに支払いが完了しております。

今後も、自転車用ヘルメットの購入助成について、お知らせ版やホームページ等で周知を行うとともに、自転車乗車時のヘルメット着用について普及・促進及び交通事故の防止に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

最後に、雨水管理総合計画策定の進捗状況について申し上げます。

初めに、令和４年度において、船迫排水区の浸水リスクを調査する目的で、公共下水道雨水対策基礎検討業務を委託しました。委託内容は、浸水要因の分析と課題の整理や整備目標、対策目標、段階的な対策計画を検討し、内水浸水想定区域図を作成するものです。

この事業については鋭意進めておりましたが、既存施設の調査に期間を要したことから年度内の業務完了が困難となったため、令和５年度に繰り越し、令和５年６月30日に雨水浸水想定区域図が完成しており

ます。

次に、令和５年度においては２つの事業を実施することとし、その１つに、船迫排水区以外の船岡排水区、中央排水区、槻木排水区、岩の入排水区の既存施設の測量調査と、鷺沼排水区を加えた５排水区の内水浸水想定区域図の作成に必要な資料作成、２つに、２つ目の事業に、令和６年３月末日までに町内の内水ハザードマップを作成することとしております。

さらに、令和６年度においては、令和５年度の成果資料を基に、船岡排水区など５排水区の内水浸水想定区域図の作成を計画しており、これが完了すれば、６排水区における内水浸水想定区域図が全てそろうことになります。

令和７年度においては、完成した内水浸水想定区域図を基に、目標とする施設整備の水準や方針、事業の優先順位等の基本的な事項を定める雨水管理総合計画を策定することとなりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。（「ウチミズなのかナイスイなのか」の声あり）

先ほどちょっと読み間違いがありました。令和５年度に繰り越したのは、令和６年……、繰り越して、令和５年６月30日に内水浸水想定区域図が完成しておりますと。これは雨水と読んだようでございますが、内水浸水想定区域図の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（髙橋たい子君）　確認をさせていただきます。

２つ目の報告の２点目の令和５年度子育て世帯生活支援特別給付金の関係なんですが、本年度５月からとなっていますが、５月からが抜けたようなんですが、いかがでしょうか。

○町長（滝口　茂君）　本年５月から　　、５月から食料費等の物価高騰に直面しということでございます。失礼しました。

○議長（髙橋たい子君）　**これより議会運営基準により質疑を許します。**

質疑は１人１回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いいたします。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。あ、立つんだっけ。

○16番（白内恵美子君）　はい、16番白内です。

１点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の進捗状況について伺います。

２番目の見込み人数の約７割に支給、３番目の対象見込み世帯の約８割に支給とのことですが、残りの３割、２割の方にはどのように対応するのでしょうか。これはプッシュ型にはできないものなんですか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　２点目の残りの３割の支給についてですけれども、児童手当について

はうちのほうで口座等が分かっていますのでプッシュ型で支給できるんですけれども、公務員の方についてはうちのほうで口座分かりませんので、一度、公務員の方には申請書を郵送して、それで返ってきて支給するという形になりますので、その３割がまだ残っているという形になります。

○議長（髙橋たい子君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

日程第４　報告第１２号　専決処分の報告について（柴田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）

日程第５　報告第１３号　専決処分の報告について（柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

○議長（髙橋たい子君）　日程第４、報告第12号専決処分の報告についてから日程第５、報告第13号専決処分の報告についてまで、以上２件について一括して報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました報告第12号及び報告第13号の専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、いずれも条例中の法律の引用条項の改正によるものです。

報告第12号柴田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法が改正されたため、また、報告第13号柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたため、地方自治法第180条第１項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第８項の規定により専決処分しましたので、報告するものです。

○議長（髙橋たい子君）　これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては報告番号及びページ数を示して行ってください。質疑回数は１人１回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。日程第６、諮問第１号人……、失礼。

報告第12号から報告第13号までの２件の専決処分の報告についてを終結いたします。

お諮りいたします。日程第６、諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第７、諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第８、議案第10号教育委員会委員の任命については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、議員全員協議会終了し次第、再開いたします。

午前９時４８分　　休　憩

午前９時５７分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　再開いたします。

日程第６　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（髙橋たい子君）　日程第６、諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員高木年雄氏が令和５年12月31日付をもって任期満了となります。

高木氏は、平成30年１月から現在に至るまで、豊富な経験を生かし、人権擁護に関する相談や各種相談に懇切丁寧に対応されるとともに、仙台法務局大河原支局管内の活動では、人権擁護の啓蒙や宣伝などに積極的に取り組み、人権思想の高揚と人権擁護運動の助長に努めていただいております。

つきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある高木年雄氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

久しぶりの議会でちょっと間違いが。申し訳ありません。大河原支局管内での活動では、人権思想の啓蒙

でございました。失礼しました。

○議長（髙橋たい子君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第７　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（髙橋たい子君）　日程第７、諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員渡邊みち子氏が令和５年12月31日付をもって任期満了となることから、その後任として伊藤佐和子氏を人権擁護委員に推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

伊藤氏は、令和２年３月まで社会福祉協議会に勤務され、在職中は、高齢者や地域福祉の発展のため、様々な問題の解決に積極的に取り組まれてきました。現在は、仙台家庭裁判所の家事調停委員として、夫婦関係や親族間の調整等の案件に取り組まれており、地域住民の相談に応じ、必要な援助を行う地域福祉推進の中心的な担い手としてご活躍されております。

つきましては、こうした経験で得られた知見をもって人権思想の普及高揚に努めていただける適任者として、伊藤佐和子氏を新たに人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第８　議案第１０号　教育委員会委員の任命について

○議長（髙橋たい子君）　日程第８、議案第10号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第10号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

平成28年10月から７年間にわたり、教育委員会委員として町教育行政の振興にご尽力賜りました庄司洋子氏が令和５年９月30日をもって任期満了となります。

つきましては、その後任として小林久美子氏を教育委員会委員に任命したいので、ご提案申し上げます。

小林久美子氏は、柴田町立船岡中学校父母教師会での積極的なＰＴＡ活動や、長年にわたっての読み聞かせボランティア活動など、柴田町の学校教育の振興、子どもたちの読書活動の推進に貢献していただきました。明哲で、何事にも積極的であり、保護者や住民の目線から、柴田町の教育施策への助言を行っていただくこと、また、住民に柴田町の教育施策を伝えていただくことなど、地域や住民とのパイプ役となり、柴田町の教育の充実、発展に貢献していただける方でございます。

つきましては、小林久美子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　**これより質疑に入ります。**

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第10号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、議案第10号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

日程第９　議案第１１号　柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第９、議案第11号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第11号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、コンビニに設置されている多機能端末機でのスマートフォンによる印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　それでは、議案第11号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

議案書の９ページから10ページになります。

柴田町では、住民の利便性の向上と個人番号カードの普及促進を目的として、令和４年１月からコンビニ交付サービスを開始しております。

本年５月11日に法の一部改正により、従来の個人番号カードに加え、移動端末設備いわゆるスマートフォンに電子証明書を搭載することが可能となりました。これを利用し、印鑑登録証明書のコンビニ交付をスマートフォンでも行えるよう、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容となります。

第５条第３項は、文言の整理を行うものです。

第15条第３項についてです。

法改正を受け、項全部を次のように改めます。

区分欄と利用端末欄を設け、区分欄には、従来の「利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード」に改めたものと、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備いわゆるスマートフォンを規定し、利用端末欄には、その区分に対応する証明書交付の利用端末機を規定するものです。

なお、役場窓口及び柴田町サービスセンターに設置している窓口専用端末機については、個人番号カードでの対応となります。

附則になります。

この条例は、令和６年１月１日から施行するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第１０　議案第１２号　柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第10、議案第12号柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第12号柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例の名称を法律の名称に準じたものへ変更するとともに、条例等において書面等により行うこととされている手続をオンラインでも行えるようにするため、関連する条項等について改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　それでは、議案第12号柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の詳細についてご説明申し上げます。

議案書11ページをご覧いただきたいと思います。

まず、今回の条例改正の趣旨についてご説明いたします。

本条例は、町の機関に係る行政手続等について、書面等により行うことに加え、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術により行うことができるようにするため、具体的には、役場や町の施設など町の機関等に出向くことなく、スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使い、インターネット回線を使ったオンラインで申請書の提出や許可書などの通知の受け取りができるようにするため、平成29年12月７日に制定され平成30年１月１日より施行されております。

本条例の上位法に当たります国の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が令和元年12月16日に一部改正されております。これまでは、この法改正により、本条例を改正することなく運用することができていましたが、町のＤＸ推進計画の重点取組事項である行政手続のオンライン化、デジタル化を効率よくスピード感を持って推進するため、今回、条例名称を法律の名称に準じたものへと変更するとともに、各、失礼いたしました、条項等について改正を行うものでございます。

なお、改正前と改正後では条例の趣旨に大きな変更はなく、また、条文をより明確にすることで制度等の運用を実施しやすくするものです。

それでは、条文の趣旨と改正内容をご説明いたします。

条項等の番号は改正後のもので、議案書、左の欄の内容でご説明いたします。

まず、条例名です。

これまでは、上位法に当たる行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に準じ、条例名を柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例としておりましたが、法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことから、本条例についても法律名に合わせ、柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例とするものです。

次に、第１条、目的です。

この条例は、情報通信技術いわゆるＩＣＴと呼ばれ、インターネットなど通信技術を使って人とインターネットまたは人と人とをつなげる技術を利用する方法により、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的としております。

本改正では、法第13条第１項で規定されている情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例または規則に基づく手続について、申請、届出、通知、縦覧等に準じて、情報処理、失礼しました、電子処理情報組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため必要な施策を講ずるよう努めなければならないという、地方公共団体に対する努力義務規定の趣旨にのっとった条例であることを本条例の目的に追加、規定するものでございます。

次に、第２条、定義です。

第２条の改正は、用字用語の整理のほか、第１項第１号では、この条例の対象となる条例、規則の範

囲について、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に加え、議案書12ページにあるように、地方公営企業法に規定する企業管理規程を追加します。これにより、上下水道企業関係の条例、規則も本条例の対象となります。

第２号では、町の機関の定義について、その範囲がより明確になるように、用字用語の整理をするものです。従来規定の地方自治法第２編第７章の規定には議会が含まれておりませんでしたが、今回の規定変更により、議会も含まれることとなります。

議案書12ページ、13ページです。

第９号では、この条例を適用する書面等の範囲から、法令によるものを削除いたします。法令による手続の情報通信技術の利用については、別途法令で定められます。

次に、第３条、電子情報処理組織による申請等です。

用字用語の整理のほか、第５項及び第６項を追加規定しております。

条文の見出しにあります電子情報処理組織とは、町の機関等が使用する電子計算機いわゆるコンピューター等と、手続等の相手方が使用する電子計算機、ここではスマートフォンやタブレットを含むコンピューターと、とを電気通信回線、インターネット回線で接続したもののことでございます。

第１項では、個別条例等により書面で行うこととされている申請等を、個別条例等を改正せずに当該申請等のオンライン化等ができる旨を規定しています。例えば、社会教育施設など施設等の使用許可申請は、現在、対面で行われておりますが、オンラインでの申請を行うことができる環境が整えば、個別の条例や規則等を改正することなく、施設の使用許可申請等をオンラインにて行うことができる旨の規定となります。

第２項では、オンラインによる申請等が行われた場合については、個別条例等の規定に定めた書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用する旨を規定しております。

第３項では、オンラインによる申請等が町の機関等へ到達したとみなす時点について規定しています。「町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」とは、具体的には、申請等を受け付けるシステムのサーバーに備えられたファイルへの記録が完了したときをいいます。

議案書13、14ページの第４項では、オンラインで申請書を行う場合において、個別条例等の規則において署名等を義務づける、失礼いたしました、個別条例等の規定において署名等を義務づけているものについて氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるもので代替可能とする規定です。今回の改正では、申請等における署名等について、これまで規則で規定していた個人番号カードいわゆるマイナンバーカードの利用が可能であることを条例に明記します。

第５項では、申請等のうち手数料の納付について規定があるものについて、電子情報処理組織、情報通信技術を利用する方法、いわゆるオンライン決済により納付することを可能とすることについて追加規定するも

のです。

第 6 項では、オンラインにより申請等が行われたものについて、対面による確認、原本による確認が必要になったもの、またはオンラインによる手続が困難になった場合について、確認が必要な部分、困難になった部分を除いた部分についてオンライン申請等ができる旨を規定した第 3 条第 1 項から、オンライン決済ができる旨を規定した第 5 項までの規定を適用することについて、追加規定するものでございます。

次に、第 4 条、電子情報処理組織による処分通知等です。

用字用語の整理のほか、今回の改正により第 5 項を追加しています。

第 1 項では、処分通知等のオンライン化等を可能とする規定です。趣旨については、オンライン申請等ができる旨を規定した第 3 条第 1 項と同様で、ただし書については、オンラインにより処分通知ができる場合としては、通知の受け手側がオンラインにより処分通知等を受け取る旨の表示を申請時にしている場合とするものです。つまり、オンライン申請が行われた場合に、町の機関等は許可または不許可等を決定いたしますが、決定通知等を受け取る者がオンラインで受け取ることを申請時に希望している場合には、紙ではなくデータで受け取ることができる旨の規定となります。

議案書14、15ページの第 2 項では、処分通知等の書面等に関するみなし規定です。趣旨については、オンラインによる申請等は書面と同様とみなす旨を規定した第 3 条第 2 項と同様です。

第 3 項では、オンラインによる処分通知等が受け手側へ到達したとみなす時点について規定しています。通知等の到達時点は、受け手側が使用するシステムのファイルに通知等が記録されたときをいいます。

第 4 項では、オンラインで処分通知を行う場合において、個別条例等の規定において署名等を義務づけているものについて氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるもので代替可能とする規定です。現時点においては電子署名によって処分通知を行える手続がないため、将来的に電子署名による処分通知を行う場合を想定して規定するものでございます。

第 5 項では、対面により本人確認が必要な場合や、処分通知のうち原本を交付する必要があるものがある場合、必要がある場合について、オンラインで処分通知が行える部分については部分的に有効であることを追加規定するものでございます。処分通知の一部をオンラインで実施し、必要に応じて別途、対面による本人確認の実施や原本の郵送などにより処分通知の手続を完結する場合を想定しております。

次に、議案書15、16ページの第 5 条、電磁的記録による縦覧等です。

用字用語の整理となります。

本文では、申請書や処分通知等のオンライン化と同様に、条例等により書面で行うこととしている、町の機関が作成した登録簿等の縦覧あるいは閲覧についても電子化することが可能であることを規定しております。

次に、第６条、電磁的記録による作成等です。

用字用語の整理となります。

本条は、書面等により作成、保存することとしている台帳や登録簿等について、個別の条例等を改正せずに、当該書面等に係る電磁的記録いわゆるデータの作成、保存をもって代えることができることを規定しています。

次に、議案書16、17ページの第７条、町の機関等による情報システムの整備等です。

第１項は、用字用語の整理となります。

本項は、町の機関等に係る手続等のオンライン化等の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずることについて、町の努力義務とすることを規定しています。

第２項は、法の規定に合わせ、情報システムの安全性と信頼性の確保については、努力義務ではなく町の機関等の義務規定とするものです。

第３項は、用字用語の整理となります。

本項は、町の機関等は、手続等のオンライン化を行うだけでなく、手続そのものの簡素化や合理化を図るよう努めなければならないこと、つまり、ＢＰＲ、ビジネスプロセス・リエンジニアリングの実施を町の努力義務とすることを規定しております。

次に、第８条、適用除外です。

本条は、新たに追加する規定となります。

第１項第１号では、申請書の記載事項の中に、対面により虚偽がないか確認する必要がある場合や、処分通知の原本を事業所などに備え付けなければならない場合などについて、オンラインでの手続が適当でないため、本条例によるオンライン申請については適用しないことを規定しています。

第１項第２号では、既に個別条例等においてオンラインでの手続等について規定がされているものについては、本条例を適用しないことを規定しています。

次に、議案書17、18ページの第９条、添付書面等の省略です。

本条は、新たに追加する規定となります。

本条は、住民票の写し等を申請等に添付することが個別条例等で規定されているものについて、マイナンバーカードやその他の方法により添付書類で確認必要な事項を入手、参照できる場合は、書面等の添付を必要としないことを追加規定するものです。

次に、第10条、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正です。

本条は、新たに追加する規定となります。

本条は、情報通信技術の利用について、１人でも多くの方がその利便性の恩恵を享受できるよう、情報

通信技術の利用に関する格差を是正するため、申請等を提出する側の住民等に対してスマートフォン教室などのデジタルデバイド対策を実施することや、申請等を受ける側である町の機関等については、誰もが使いやすいシステムを構築することなど、必要な施策を実施するよう、町の機関等の努力義務とすることを規定するものです。

次に、第11条、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表です。

現在の規定では、電子情報処理組織等を利用する手続が発生する都度、告示を行い、あわせて、少なくとも年に１度はインターネットなどの利用により状況を公表するものとしております。

今回の改正では、法令の規定に合わせ、より周知が効果的に行えるよう、町ホームページや広報誌などの利用により、年に１度の公表ではなく、随時公表することに変更するものです。

次に、第２条、委任です。

この条例で定めている事項以外については規則へ委任することを規定するもので、変更はございません。

失礼しました。次に、第12条、委任でございました。大変失礼いたしました。

最後に、議案書19ページ、附則です。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第１１　議案第１３号　柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第11、議案第13号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第13号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

令和５年５月24日の全員協議会で報告申し上げたとおり、２度目の下水道使用料の賦課漏れが判明したことに関し、改めて管理監督等の立場にある者としての責任を痛感し、町長の給料月額を10％、副町長の給料月額を５％、それぞれ１か月間減額するものでございます。

詳細については担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　それでは、柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりです。

改正する条文についてです。

本法の改正でないことから、附則に減額する旨を追加することとするものです。

条文です。

改正後の附則に、第12項、第13項を追加するものです。

附則第12項、町長の受ける給料は、令和５年10月分に係るものに限り、第２条の規定にかかわらず、別表第１町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給する。

第13項、副町長の受ける給料は、令和５年10月分に係るものに限り、第２条の規定にかかわらず、別表第１、副町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の５を乗じて得た額を減じて支給する。

附則です。

この条例は、令和５年10月１日から施行する、といたします。

以上、詳細説明といたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第１２　議案第１４号　柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第12、議案第14号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第14号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、放課後児童健全育成事業の内容を定める国の通知が改正されたことにより、放課後児童支援員認定資格研修の修了予定者を放課後児童支援員とみなすことができるよう改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　議案第14号柴田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

23ページをご覧ください。

今回の条例改正は、令和５年４月12日にこども家庭庁から国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容を定める通知が改正されたことにより、放課後児童健全育成事業の基準条例を改正するものでございます。

改正の内容についてですが、放課後児童支援員とみなすことができる研修修了予定者の範囲は、これまで令和２年３月31日までに修了することを予定している者とされていましたが、改正後は、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから２年以内に研修を修了することを予定している者に変更され、ここの研修修了予定者について、研修修了期限は課されるものの、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置自体は無期限になるものです。

本条例は、国で定める基準、参酌すべき基準に従って改正するものでございます。

附則の第２条の上段にある「この条例の施行の日から令和２年３月31日までの間」を「当分の間」に改めるものです。

また、同条の中段にある、第10条第３項に規定されている放課後児童支援員が受けるべき研修を修了したものについて、「令和２年３月31日までに修了することを予定している者を含む」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになった日から２年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む」に改めるものです。

附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第１３　議案第１５号　財産の取得について（船岡城址公園用地）

○議長（髙橋たい子君）　日程第13、議案第15号財産の取得についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第15号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回提案する財産の取得は、現在、都市構造再編集中支援事業を活用して進めている船岡城址公園

整備に供するための用地を取得するものであります。

対象地の所有者であります庄司信明氏、庄司眞喜子氏の両氏と協議を進めてまいりましたが、このたび合意が得られ、８月７日に１億5,267万4,800円で土地売買仮契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　議案書25ページをお願いいたします。

議案第15号財産の取得について。船岡城址公園用地取得に係る案件でございます。

取得いたします財産について、詳細の説明をいたします。

１、取得する財産の所在地は１筆になりまして、柴田町大字船岡字根形14番１になります。

２、地目及び地積については、田で、8,121平方メートルです。

続きまして、議案第15号関係資料をご覧ください。

船岡城址公園用地取得位置図になります。

今回購入予定の土地は赤く塗り潰した部分で、船岡城址公園の登り口、左側になります。

現況としましては、今回の地権者から柴田町が借り上げをし、未舗装ではありますが、船岡城址公園利用者等の駐車場として使用している部分になります。

資料の右上をご覧ください。

参考の取得事例といたしまして、図書館建設予定地として、平成30年11月と令和４年３月の２回に分けて財産取得をしております内容を記載しております。

地目はいずれも畑で、合計の取得面積が5,265.11平方メートル。合計の取得金額が9,999万4,778円でございます。面積単価にいたしますと、平方メートル当たり１万8,992円になってございます。

議案書25ページにお戻りください。

３の取得金額ですが、１億5,267万4,800円となりまして、面積単価にいたしますと平方メートル当たり１万8,800円になります。

４の取得の相手方でございます。記載のとおり、共有名義のお二人です。

５の取得の理由でございますが、船岡城址公園用地としての購入で、現在進めております船岡地区の都市構造再編集中支援事業において整備を行ってまいります。

以上が財産取得に関わる詳細説明になります。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第１４　議案第１６号　令和５年度柴田町一般会計補正予算

日程第１５　議案第１７号　令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第１６　議案第１８号　令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第１７　議案第１９号　令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第１８　議案第２０号　令和５年度柴田町水道事業会計補正予算

日程第１９　議案第２１号　令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（髙橋たい子君）　日程第14、議案第16号令和５年度柴田町一般会計補正予算、日程第15、議案第17号令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第16、議案第18号令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第17、議案第19号令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第18、議案第20号令和５年度柴田町水道事業会計補正予算、日程第19、議案第21号令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上６件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま一括議題となりました議案第16号令和５年度柴田町一般会計補正予算から議案第21号令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算までについての提案理由を申し上げます。

議案第16号につきましては、令和４年度歳入歳出決算による歳計剰余金をはじめ、緊急の対応に要する経費などについて補正するものです。

歳入では、地方交付税、国県支出金、繰入金、繰越金及び町債などについて補正を行い、歳出では、（仮称）柴田町総合体育館取付道路改良工事、新図書館建設アドバイザー業務委託料及び特定目的基金への積立てなどに要する経費を措置するものです。

また、４月の人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、債務負担行為の追加並びに地方債の変更を行うものです。

歳入歳出それぞれ２億9,245万3,000円を増額し、補正後の予算総額は147億6,660万3,000円となります。

議案第17号につきましては、歳入では、令和４年度決算による歳計剰余金の繰越しによる増額で、歳出では、財政調整基金の積立金の増額となります。歳入歳出それぞれ811万円を増額し、補正後の予算総額は38億7,108万円となります。

議案第18号につきましては、歳入では、令和４年度決算による歳計剰余金の繰越しによる増額で、歳出では、介護給付金準備基金の積立金や国県への返還金、保険給付費等の増額となります。歳入歳出それぞれ２億8,083万5,000円を増額し、補正後の予算総額は33億4,285万8,000円となります。

議案第19号につきましては、歳入では、令和４年度決算による歳計剰余金の繰越しによる増額で、歳出では、宮城県後期高齢者医療広域連合会への納付金の増額となります。歳入歳出それぞれ704万5,000円を増額し、補正後の予算総額は４億8,689万1,000円となります。

議案第20号につきましては、人件費、委託料、債務負担行為の補正を行うもので、収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれも収入補正はなく、支出のみが増額となります。

収益的支出は22万円を増額し、補正後の予算総額は11億957万6,000円となります。

資本的支出は2,138万6,000円を増額し、補正後の予算総額は６億7,929万5,000円となります。

議案第21号につきましては、人件費、使用料及び工事請負費の補正を行うものです。

収益的収入は下水道使用料71万3,000円を増額し、補正後の予算総額は12億1,499万9,000円となります。

収益的支出は456万8,000円を増額し、補正後の予算総額は11億8,112万8,000円となります。

資本的収入は529万6,000円を増額し、補正後の予算総額は11億5,748万2,000円となります。

資本的支出は293万7,000円を減額し、補正後の予算総額は14億8,323万8,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。初めに、議案第16号について、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　それでは、補足説明をいたします。

議案書27ページをお開きください。

議案第16号令和５年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申し上げました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行うとともに、債務負担行為の追加、また地方債の変更を行うものです。

32ページをお開きください。

第２表、債務負担行為の補正です。追加６件です。

会議録作成及び会議録検索システム配信業務委託料、その下の欄の職員採用試験委託料については、今年度中に契約行為などの事前手続を行い、業務を開始するため追加するものです。

その下の欄、柴田町地域福祉センター指定管理委託料から一番下の柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場施設指定管理委託料までの４件については、現在、指定管理委託をしておりますが、今年度末で委託期間が終了となります。このため、来年度以降の指定管理者を今年度内に選定する必要があることから追加するものです。公の施設の指定管理委託の期間は、令和６年度から令和10年度までの５年間となり、限度額は５年間分の委託料総額として設定しております。

33ページをお開きください。

第３表、地方債の補正です。変更２件です。

都市構造再編集中支援事業費は、歳出の土木費における都市再生整備事業費に要する財源として1,030万円を増額し、限度額を9,040万円とするものです。

臨時財政対策費は、地方交付税の算定に伴い国から発行可能額が示されたもので、１億4,020万円を減額し、限度額を7,380万円とするものです。

36ページをお開きください。

歳入です。

主なものについて説明いたします。

11款１項１目地方特例交付金1,659万6,000円の増は、住宅ローン減税に伴う町の減収分について国から補塡されるものです。

次に、12款１項１目地方交付税9,961万8,000円の増は、普通交付税の算定結果によるものです。要因としては、臨時財政対策債振替相当額が減額となったためです。

37ページをお開きください。

17款２項２目民生費県補助金４節児童福祉費補助金132万1,000円の増は、幼児教育・保育無償化の事務費等として交付されるものです。

同じく６目教育費県補助金６節教育支援体制整備事業費補助金400万円の増は、教員の多忙化解消として任用している会計年度任用職員の人件費に充当するものです。

次に、19款１項３目教育費寄附金500万円の増は、６月29日に鈴木克彰様と親川生知子様より頂いた寄附金です。お二人の母である鈴木光子様が、生前、柴田町にお住まいで、自分の遺産は町の教育のために使ってもらいたいとのご意思からご寄附いただいたものです。寄附金は、柴田町特色のある教育活動支援基金に積み立てた上で活用してまいります。なお、このご寄附については、広報しばた８月号に掲載してございます。

次に、20款１項１目特別会計繰入金１節3,433万6,000円の増は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計における令和４年度決算に伴う精算金を一般会計に繰り戻すものです。

20款１項２目基金繰入金について、１億2,350万1,000円を増額しております。財政調整基金については、5,095万8,000円を組み戻しいたします。これにより、財政調整基金の残高は約14億2,000万円となります。

38ページをお開きください。

一番上の欄です。引き続き、基金繰入金の補正です。

ふるさと柴田応援基金からは、6,857万円を各事業への補正財源として繰入れするものです。

次に、スポーツ振興基金からは、9,928万9,000円を補正財源として繰入れするものです。現在建設中の（仮称）柴田町総合体育館の取付け道路改良工事に充当するものです。

次に、図書館建設基金からは、660万円を補正財源として繰入れするものです。新図書館建設アドバイザリー業務委託に充当するものです。

ふるさと柴田応援基金繰入金を充当する事業及びこれらの基金残高につきましては、配付しています令和５年度柴田町議会９月会議関係資料に記載しておりますので、ご確認ください。

次に、21款１項１目繰越金１節前年度繰越金につきましては、令和４年度決算により生じました歳計剰余金３億6,671万3,000円から、当初予算計上額の3,000万円及び地方自治法第233条の２の規定により財政調整基金へ積み立てました２億円を差し引いた１億3,671万3,000円を計上するものです。

続いて、歳出について説明いたします。

39ページをお開きください。

一番下の欄です。２款１項２目企画管理費、一番右側の事業内訳の欄です。ふるさと柴田応援推進事業795万6,000円の増ですが、次の40ページをお開きください。24節積立金に795万6,000円を計上しております。これは、令和４年度のふるさと柴田応援寄附金の確定に伴い、基金へ積み立てるものです。

次に、５目財政財産管理費12節委託料500万円の増は、主に登記等業務委託料305万9,000円の増によるものです。これは、平成元年に白山トンネルの上の土地について、町が地上権を設定するため、分筆登記を業者委託により行いました。しかし、分筆されるべき土地の登記が正確に行われていないことが土地所有者代理人からの連絡により判明したものです。今回計上しました業務委託の内容は、柴田町大字海老穴字海老沢及び大字船迫字太田小路地内について、測量や登記を実施するものです。なお、地上権を設定する面積は約750平方メートルです。

次に、９目交通防犯対策費14節工事請負費348万6,000円の増は、主に槻木白幡地区などの防犯灯新設改良に要する工事費を計上したことによるものです。

44ページをお開きください。

３款１項３目障害者支援事業費22節償還金、利子及び割引料1,344万9,000円の増は、令和４年度中に国及び県から交付された障害福祉関連の負担金について、給付実績に基づいた返還金を計上するものです。

45ページをお開きください。

３款２項１目児童福祉総務費です。右側の説明欄の事業内訳に、槻木保育所エリア再構築可能性基礎調査事業として５万円を計上しております。内訳は、普通旅費２万8,000円及び消耗品費２万2,000円です。この事業につきましては、８月23日の議員全員協議会におきまして説明したとおりです。

47ページをお開きください。

４款２項１目じん芥処理費につきまして、344万5,000円を増額しております。これは、現在、船岡地区と槻木地区に設置している資源ごみストックヤードについて、船迫地区にも設置することとしたものです。場所は、船迫生涯学習センター駐車場内です。ストックヤードの設置工事費185万円と、その管理業務委託料４万4,000円及び収集運搬委託料21万5,000円を計上しております。

また、委託料において、集積所看板作成委託料55万円を計上しております。これは、容器包装プラスチックごみの収集日を毎週火曜日に変更するためでございます。

49ページをお開きください。

一番上の欄です。６款１項９目農業水利費14節工事請負費677万8,000円の増は、三名生排水機場の非常用自家発電装置を更新するものです。

同じく11目農村環境改善センター費348万1,000円の増ですが、これは主に、改善センター多目的ホールのステージにおいて雨漏りがするため、屋根改修工事費318万5,000円を計上したことによるものです。

50ページをお開きください。

７款１項２目観光整備費12節委託料130万円の増は、電気料金の高騰により、船岡城址公園観光施設及び太陽の村指定管理委託料について増額補正するものです。

同じく３目コミュニティプラザ管理費14節工事請負費803万円の増は、槻木駅コミュニティプラザの照明設備についてＬＥＤ化更新工事を行うものです。

51ページをお開きください。

８款２項２目道路維持費におきまして、1,886万2,000円を増額しております。主に12節委託料において、道路維持改修工事実施設計委託料747万5,000円を計上しているためです。これは、町道船岡11号線、場所は、総合体育館整備用地の南側の住宅地内の路線です。

14節工事請負費588万7,000円の増は、町道四日市場11号線道路維持改修工事の計上によるものです。場所は、民間保育施設カラーズつきのきの南側の路線です。

52ページをお開きください。

８款４項３目公園緑地費3,872万4,000円の増は、主に12節委託料1,938万5,000円及び14節工事請負費1,089万5,000円の計上によるものです。委託内容としては、桜育成、公園内の草刈りや樹木等管理の業務です。工事請負費については、（仮称）三名生公園、こちらは現在の三名生児童館脇の公園ですが、遊具の更新等を、清住１号公園については給水管の修繕工事等を、南浦公園については外構工事等を実施するものです。

53ページをお開きください。

10款１項２目教育管理費24節積立金500万円は、歳入で説明しました教育費寄附金を特色のある教育活動支援基金に積み立てるものです。

56ページをお開きください。

10款５項４目図書館費12節委託料として新図書館建設アドバイザリー業務委託料660万円を計上しております。最近の図書館建設においては、地方自治体が単独で自ら設計するケースはほとんどなく、県内自治体の図書館の設計についても、公募型プロポーザル方式により優れた提案を採用しています。また、柴田町新図書館建設検討委員会の山崎博樹アドバイザーからも、設計は公募型プロポーザル方式であるべきと助言をいただいております。

これらのことから、本町においても、新図書館の基本設計及び実施設計を公募型プロポーザル方式により提案を募集することとしまして、その事務手続をはじめ、より優秀な提案がなされるよう、アドバイザリー業務として委託するものです。

次に、10款６項１目保健体育総務費１億591万2,000円の増についてですが、次の57ページをお開きください。主に14節工事請負費におきまして、（仮称）柴田町総合体育館取付道路改良工事費9,928万9,000円を計上したことによるものです。工事は、県道白石柴田線の拡幅改良を行うもので、施工延長は179メートル、舗装面積は1,880平方メートルです。船岡方面から体育館に入るための右折レーンの設置、側溝改修及び転落防止柵等の設置も行います。

58ページ以降の給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回、人件費及び町債の補正がありましたので、それぞれ補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、議案第17号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　それでは、詳細説明をいたします。

議案書63ページをお開きください。

議案第17号令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ811万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,108万円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和４年度の決算に伴う補正となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

66ページをお開きください。

歳入です。

６款２項１目財政調整基金繰入金９万円の増額ですが、歳出予算の財源とするものです。

７款１項１目繰越金808万3,000円の増額ですが、令和４年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

続いて、歳出になります。

67ページをご覧ください。

５款２項１目保健推進事業費９万円の増額ですが、今年度実施予定の保健事業に要する経費を計上するものです。

６款１項１目財政調整基金積立金744万9,000円の増額です。柴田町国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第２条第１項により、令和４年度決算に伴う歳計剰余金1,108万3,000円の２分の１以上に相当する額を基金に積立てするものです。

なお、財政調整基金の残高は、令和５年度当初予算で9,758万4,000円を基金から繰入れしているため、９月補正による積立て後の基金残高は３億8,985万2,586円となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、議案第18号について、福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　それでは、議案第18号令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をいたします。

議案書69ページをご覧ください。

今回の補正予算については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおり、令和４年度介護保険特別会計決算に伴う歳計剰余金の繰越し並びに国庫支出金、支払基金、県支出金のおのおのの償還金、また、介護給付費準備基金の積立金などが主な補正となります。

第１条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億8,083万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,285万8,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

72ページをご覧ください。

７款１項４目低所得者保険料軽減繰入金68万3,000円の増は、令和４年度決算に伴う国庫分の精算による増額で、一般会計からの繰入金です。

８款１項１目繰越金２億8,015万2,000円の増は、令和４年度の介護保険特別会計の決算に伴う繰越金となります。

続きまして、歳出について説明いたします。

73ページをご覧ください。

１款２項１目賦課徴収費、過誤納還付金48万円の増は、過年度分介護保険料の過誤納還付金見込みによる増額になります。

２款１項１目居宅介護サービス給付費800万円の増から、次の74ページをご覧ください、２款２項５目介護予防サービス計画給付費100万円までのおのおのの増は、各項目の給付見込みによる補正となります。

４款２項５目在宅医療・介護連携推進事業費18万1,000円の増は、医療介護連携推進連絡会出席謝礼として、情報交換会開催による補正となります。

５款１項１目基金積立金8,531万2,000円の増は、令和４年度の介護保険事業の精算に伴う決算剰余金を介護給付費準備基金に積立てするものです。今回の積立金により、介護給付費準備基金残高は３億8,753万1,895円となる見込みです。

75ページをご覧ください。

７款１項１目償還金、国県支出金等返還金7,592万4,000円の増は、令和４年度介護保険事業の決算に伴う国庫、支払基金、県への返還金です。

同じく２項１目他会計繰出金3,413万9,000円の増は、令和４年度介護保険事業の決算に伴い、一般会計から多く繰入れされていた分を一般会計に戻入れするものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、議案第19号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　それでは、詳細説明をいたします。

議案書77ページをお開きください。

議案第19号令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ704万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億8,689万1,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和４年度の決算に伴う補正が主なものとなります。

80ページをお開きください。

歳入です。

４款１項１目繰越金704万5,000円の増額ですが、令和４年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、81ページをご覧ください。

歳出になります。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金649万8,000円の増額ですが、歳入の繰越金が増額

となったことにより、広域連合への納付金を増額するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金35万円の増額ですが、過年度分の保険料還付金につきまして増額するものです。

次に、3款2項1目一般会計繰出金19万7,000円の増額ですが、令和4年度の事務費繰入金分につきまして、精算により一般会計に戻入れするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、議案第20号及び議案第21号について、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　それでは、議案第20号令和5年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

議案書83ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、支出予算の増額を行うとともに債務負担行為の補正を行うものです。

初めに、第2条です。予算第2条に定めた業務の予定量については、主な建設改良事業の既決予定額に2,138万6,000円を増額し、補正後の額を5億522万円に改めるものです。

続きまして、第3条です。予算第3条の収益的支出についての補正です。

第1款水道事業費用の既決予定額に22万円増額し、補正後の額を11億957万6,000円とするものです。

4条です。予算第4条の資本的支出についての補正です。

第1款資本的支出の既決予定額に2,138万6,000円を増額し、補正後の額を6億7,929万5,000円とするものです。

84ページをお開きください。

第5条です。予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額に160万6,000円増額し、補正後の額を4,438万円に改めるものです。

6条です。予算第9条の次に第10条を追加し、令和6年度当初から継続して水道事業包括管理委託業務を行うために、1件の債務負担行為の補正を行うものです。

続きまして、92ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定後の実施計画明細書になります。

主なものについて説明いたします。

支出です。

1款1項1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費、4目総係費は、4月の人事異動に伴いまし

て給料及び手当について補正を行うものです。

次に、93ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出です。

１款１項２目８節委託料2,000万円の増額は、西船迫四丁目地区で、今後の配水管布設工事に向けて実施設計を行うものです。

以上でございます。

引き続き、議案第21号令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

議案書95ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、人件費、使用料、工事請負費の補正を行うものです。

初めに、２条です。予算第２条に定めた業務の予定量については、主要な建設改良事業の既決予定額から293万7,000円を減額し、補正後の額を９億65万7,000円に改めるものです。

３条です。予算第３条の収益的収入及び支出についての補正です。

収入です。第１款下水道事業収益の既決予定額に71万3,000円を増額し、補正後の額を12億1,499万9,000円とするものです。

支出については、第１款下水道事業費用の既決予定額に456万8,000円を増額し、補正後の額を11億8,112万8,000円とするものです。

４条です。予算第４条の資本的収入及び支出についての補正です。

96ページをお開きください。

収入です。第１款資本的収入の既決予定額に529万6,000円を増額し、補正後の額を11億5,748万2,000円とするものです。

支出については、第１款資本的収入の既決予定額に529万6,000円を増額し、補正後の額を11億5,748万2,000円とするものです。

支出については、第１款資本的支出の既決予定額から293万7,000円を減額し、補正後の額を14億8,323万8,000円とするものです。

続きまして、５条です。予算第９条の職員給与費の既決予定額から80万9,000円を減額し、補正後の額を3,420万8,000円に改めるものです。

106ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

主なものについて説明いたします。

収入です。１款１項１目下水道使用料については、新たな下水道使用料賦課漏れによる71万3,000円の増額補正になります。

支出については、１款１項１目管渠費17節工事請負費につきましては、公共汚水ます設置申請による204万円の増額補正であります。

続きまして、１款２項２目消費税及び地方消費税につきましては、納付予定額40万円の増額補正であります。

続きまして、107ページをお願いいたします。

資本的収入支出補正予定実施計画明細書になります。

収入です。１款４項１目負担金については、受益者負担金の対象区域の確定や一括納入の申入れ等による529万6,000円の増額補正であります。

支出につきましては、１款１項１目建設改良費の減額は、人事異動に伴う293万7,000円の減額補正であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件６件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

ただいまから休憩いたします。

11時30分再開といたします。

午前１１時１５分　　休　憩

午前１１時３０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　再開いたします。

日程第２０　一般質問

○議長（髙橋たい子君）　日程第20、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には、議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

質問者、吉田和夫君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認いただきます。よろしいですか。はい。

それでは、11番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔11番　吉田和夫君　登壇〕

○11番（吉田和夫君）　11番吉田和夫でございます。大綱２問質問させていただきます。

１問目、本町の熱中症対策は万全か。

今年の夏は特に暑いと感じる。全国の熱中症で亡くなる人が後を絶たない。熱中症による緊急搬送者は７月31日～８月６日の１週間だけで１万人を超えている。この搬送者のうち57％は高齢者であり、発生場所の44％は住居であった。これは消防庁の熱中症情報ページから引用しました。

熱中症による死亡や重症化は防ぐことができる。政府も2030年までに、熱中症による死者数を半減させることを柱とした対策をスタートさせた。本町においてもまだまだ続く熱中症対策について伺う。

１）特に一人暮らしの高齢者、低所得者の世帯には、冷房設備があるか把握しているか。

２）生活保護世帯に冷房設備はあるか把握しているか。

３）クーリングシェルターを開設できないか。

４）庁舎と各小中学校に冷水器を設置できないか。

大綱２問目でございます。町施設の駐車場に防犯カメラを。

私は、令和４年度３月会議の終了後、議員駐車場に向かい、駐車していた自分の車を見て驚いた。前の前部がへこみ、こすった跡が鮮明に見て取れた。議会事務局と警察には事情を話したが犯人はわからないままで、結局は自己負担で修理した。その時に、防犯カメラでも設置されていれば解決できたのではないかと思った。

役場庁舎や町の施設は多くの町民が利用している。車上荒らしや、ひったくり、物損事故など泣き寝入りに終わらせることなく、抑止力を高めるためにも防犯カメラや看板など設置できないか伺う。

１）役場庁舎や町の施設の駐車場に防犯カメラを設置できないか。

２）防犯カメラを設置する場合の基本的な考え方は。

３）防犯カメラ付き自動販売機の設置は検討できないか。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　吉田和夫議員、大綱２点ございました。

まず、１点目の熱中症対策でございます。

４点ほどございます。

まず、１点目、冷房機の、冷房機設備の把握ですが、高齢者への熱中症対策については、毎年、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャーが高齢者の方の自宅を訪問し、熱中症予防のチラ

シを配布し、見守りを行っております。

民生委員・児童委員が毎年実施している実態調査では、令和５年３月31日現在、在宅の65歳以上の高齢者のみ世帯は3,275世帯で、そのうち独り暮らし世帯は1,435世帯でした。

また、高齢者世帯と重複するところもありますが、低所得者となる令和５年度住民税非課税世帯は、今年度実施している臨時特別給付金事業の対象世帯で抽出したところ3,965世帯でしたが、独り暮らし高齢者及び低所得者の世帯の冷房設備の設置状況については把握しておりません。

なお、令和５年５月から８月までに熱中症と見られる症状により救急自動車で搬送された柴田町の町民は28人で、うち65歳以上の高齢者は11人となっております。

２点目、生活保護世帯の冷房設備です。

生活保護の実施機関として委任を受けている仙南保健福祉事務所に確認したところ、現在生活保護を受給している238世帯の冷房設備の設置状況については把握していないという回答をいただいたところです。

３点目、クーリングシェルターの関係です。

熱中症対策を強化するため、令和５年４月に成立した気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が令和６年春頃に全面施行されることにより、現在の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備え、新たに一段上の熱中症特別警戒情報が創設されます。

この法律により、市区町村長は、公民館等の、公民館の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として事前に指定し、熱中症特別警戒情報が発表された期間に一般開放することができることが盛り込まれています。

町でも、令和６年春に予定されている改正気候変動適応法の全面施行に向けて、クーリングシェルターに関して、他自治体などの情報収集を行い、指定場所について現在検討しているところです。

次、冷水器の問題です。

庁舎には１階の町民ホールや３階の通路部分に自動販売機がありますので、来庁者の水分補給はそれらで対応できております。また、これまで来庁者から冷水器の設置を要望されたことはございません。

次に、学校における熱中症対策としては、熱中症指数計を基に、各教室に設置したエアコンの適切な使用や屋外活動の可否の判断をしております。

また、保健室における塩タブレットや経口補水液などの熱中症対策備品の配備や活用、下校どきの涼しい服装や帽子の着用、水筒持参による登下校時の細かな水分補給などについて指導を行っております。

今のところ、冷水器設置について学校からの要望はなく、一方で、給排水等の工事や衛生面などでも解決すべき課題があることから、学校側から設備要望があった場合に改めて検討してまいります。

次、大綱２点目です。

防犯カメラの関係でございます。

１点から３点までは関係しますので、一括でお答えいたします。

町が防犯カメラを設置する場合の基本的な考え方は、宮城県が定めた防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき平成30年３月８日に定められた柴田町防犯カメラの設置・運用要領において、個人のプライバシーの保護に配慮し、施設における犯罪防止及び事故防止並びに一部施設管理のために設置するとしています。

町が防犯カメラを設置している箇所については、不特定多数の往来があり、犯罪が起こり得る可能性が高い場所に、犯罪抑止を図るため、大河原警察署の指導を受けて設置しています。

一方、防犯カメラの設置には、プライバシーの問題や肖像権等の個人の権利を侵害してしまうおそれも考えなければなりませんので、現在のところは、町施設の駐車場に防犯カメラや防犯カメラ付自動販売機の設置は考えておりません。

しかしながら、庁舎については、新たに車庫棟の整備を計画しておりますので、今後、一部施設管理の観点から防犯カメラの設置の必要性について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　ただいまから休憩いたします。

13時再開といたします。

午前１１時４１分　　休　憩

午後　１時００分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　町長、答弁ありがとうございました。

特に高齢者、それと低所得者、独り暮らしの老人等、答弁では、重複するところもありますけれども3,965世帯もあります。ですが、冷房設備については把握していないということでしたけれども、これからの熱中症対策、そういった生活弱者というんでしょうかね、その人たちの、先ほど言われた民生委員であったり児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー等、訪問したときに、そういうエアコンが設置されているのか、冷房設備があるのかどうかというのは把握すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　高齢者の熱中対策ということでございます。

把握という部分で今お話ありました。やはりこれだけ暑さが厳しいということで、高齢者のエアコンの設置状況というところ、今の時点では把握はしていないところではあるんですが、やはり対策としまして、例えば、民生委員さんのお話出ましたけれども、年度末に各世帯、高齢者の世帯ですね、回って実態調査をしている部分がございます。その中で、やはりこの暑さの対策、冷房設備、エアコンの設置の有無というところ確認できる部分、できれば、その回ったときに、高齢者対策……、熱中症対策、暑さ対策でということで確認できる部分は確認できればなということでは考えておりました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　ぜひ把握していただければなと思うんですね。仙台市では、真夏日が30日間、今回。熱帯夜24日間。月間の観測史上で最多更新と、９月１日の河北に載っておりました。また、仙台の郡市長が定例会見で、熱中症で医療機関に緊急搬送された方、８月１日から８月27日の27日間で380人搬送したようでございます。先ほど町長答弁で、本町では28人ということでした。その熱中症で搬送された人、人数と、そしてまた、ほとんどの方が冷房設備、生活保護世帯の方なんかは、ない方なんかも結構おられるというようなことでしたので、それを抱き合わせで何かこう、今、課長答弁あったとおり、把握していただいて、来年度の熱中症対策あるいは今後の熱中症対策にも一役を狙う、できるんではないかなと、こう思ったんですね。

生活するのに精いっぱいの方もおります。例えば、独り暮らしの高齢者を訪問していただいて、熱中症じゃないかななんていう、そういう方がいるとすれば、先ほどチラシで配布して啓蒙しているとはありましたけれども、冷房設備があったらちゃんとつけるんですよとか、服装はもう少し軽めのほうがいいですよとか、いろいろアドバイスできると思うんですけれども、そういう人がいたったら、チラシ配布だけで今のところは済ませているんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　今、チラシのお話が出ました。厚労省のほうで、高齢者の熱中症対策ということで、このようなパンフレット、リーフレットを出しています。今回、本当に暑さが厳しいということで、民生委員、児童委員の協議会の定例会とかあるんですけれども、そちらのほう、６月に、やはりこの対策ということでこちらをお渡ししている。あまりにも暑さ厳しいものですから、さらに８月には、全国のほうからもこのリーフレット配布がございました。それでさらに周知に努めているところではあるんですが、なおやはり、議員おっしゃるように、このリーフレットだけではなかなか。それで、高齢者というところでは、答弁にあったとおり、地域包括支援センターですとかケアマネジャーのほうが随時お宅のほうにお邪魔しております。その際、やはり周知という部分では強化していかなければならない部分ではないかとは考えております。さらに、その訪問時にそういった指導ができるように考えていきたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　独り暮らしの高齢者とか生活困窮者、エアコンもないというような家庭があれば、何かこう、町で独自に支援するような対策とか、実際にやっているところあるんですけれども、町独自のそういう熱中症対策、エアコン設置でも扇風機でも構わないでしょうけれども、そういう補助事業なんかは考えられませんか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　エアコン購入に際しての助成とかというところだと思うんですけれども、全国的には、やはりこの暑さの対策ということで、一部自治体で、特に南のほうの地域ですかね、一部自治体は、エアコンの購入というところで助成を行っている自治体はあるのは認識しております。

なかなか現時点で、なかなか、近隣等も確認はしておるんですが、今のところまだ実施している自治体はないようでございます。検討も今のところはまだしていないというところではあるんですが、やはりこの暑さが厳しいというところで、今後、国のほうの施策とかでも、この冷房設備に対する助成とかそういった動き、生活保護のほうも基準が　　示されているところではあるんですけれども、そういった動きを注視していければなと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　課長把握しているとおり、全国的にもそういう運動が出始めております。去年あたりからも実施されているところもあるんですけれども、私の知っているところでは、前橋市。ここでは、全市民向けてですね、対象は。省エネ家電の買換え第２弾、去年が大好評だったので、今年は第２弾として、10月６日まで。対象は、エアコン、冷蔵庫、この２つ。５万円以上の場合、２万5,000円で、２分の１補助。今、毎週1,000通の申請を受けているようでございます。その1,000件の申請を受けていて、その金額は、財源は地方創生臨時交付金、これに充てていると。これは全市民向けで、熱中症対策は我が市ではこうやっていますというのが出ていました。

その家電買換えでいえば、いろいろやったら、宮城県でも実施しているんですね。ご存じでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　詳細は把握しておりませんが、あるということは存じておりました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　これはちょっと違った角度なんですけれども、これは省エネという形で宮城県ではやっていますね。県のホームページに８月18日掲載なので、載ったばかりです。

対象は、省エネラベル２つ星以上、エアコン、冷蔵庫、テレビ、ＬＥＤ。５万円から10万円を買って領収書を送ると１万円相当分の商品券、10万円以上だったら２万円の商品券と。これやっているのが宮城県環境政策課温暖化対策班でやっています。

私、これを見たときに、例えばエアコン買ったときに、処分しなきゃないので、エアコン少しもらって、ないような

家庭、生活保護世帯で欲しいというようなところにあげられないかななんて、こういうふうに思ったものなんですね。熱中症対策それでできないかなと。

そして、生活保護世帯で一番のこの問題を提案したかったのは、生活保護者からのお話がありました。それは、新しい生活保護を申請する人は、冷房設備は認められていると。古くから生活保護している人たちは認められないと。こういうことあるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　今、生活保護というところだと思います。

それで、先ほど若干お話ししたんですが、やはりこの強化というところ、　　、暑さのですね。それで適用法が改正になりました６月１日付で、厚労省のほうから、エアコン購入費に関する取扱いについてということで、周知ということでの文書は入っています。

その中で、今、議員おっしゃるとおり、新規に保護開始になる場合とかですと、特別な事情ということで設置というところあるんですけれども、町長答弁にもありましたとおり、そのほかについては、生活扶助というところの部分、生活保護については保護の実施要領というのがあって、最低生活費の認定というところで計算されていますので、そのほかの一般の方というんですかね、特殊事情がない限り、そのやりくりで購入してくださいというところ。なかなか難しい場合は貸付けの制度とかも使って利用してくださいということでの周知、６月頭に再度、確認の通知が来ているところでございます。

実際ケースワークは県のほうにはなるんですけれども、そういった何か、エアコンですね、冷房装置関係の相談とかあれば、連携を、仙南の保健福祉事務所とか社会福祉協議会のほうと連携取って調整できればなと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　私も県の生活支援班のほうに確認したら、やっぱりそういうような回答でした。やっぱり言われたとおり、今からの若い人たちのやつについて、新しく申請された方についてはエアコン設置は認めているようだけれども、エアコン設置代、冷房代というような形ではないんだけれども一応は認めるんですよという、そのようなお話をいただきました。

今、町長答弁で238世帯あるようなんですけれども、やはり冷房設置はしているかはどうか不明ということでしたけれども、私は言いたいのは、熱中症の死者の８割以上、これは65歳以上の高齢者です。室内での死者、これが９割は、エアコンがあったら使っていなかった、あるいは設置していなかったというのが多いようですよね。

だから、適正な利用の仕方とか、そういう民生委員とかいろいろ訪問しているようなところに、訪問したときに、冷房設備はあるのかどうかという、設置しただけでも、柴田町での熱中症対策の底辺層の人数、あ、この

ぐらいの世帯があって、これぐらいまだ設置されていないところがあるんだという、把握しただけでも先進地になるのかなと、こんな思いでおりました。

お話を聞くと、生活保護者には認められて、最近のお話ですけれども、３万円で、生活保護者の方でね、３万円で中古を買ったという方もおられるそうです。また、先ほど課長お話ししたとおり、社会福祉協議会から借りたと、あまりにも暑いので、買えないので借りたということもあったようなので、やはりその把握するというのは１つの基本ベースになるのかなと。もし訪問してあったなら、適当な使い方、こういうのをアドバイスできるんじゃないかなと思うんですね。

例えば、熱中症対策で何もないんだったら、アイスネックというのは、今、はやっていますよね。高いので1,000円ぐらい安いのだと500円ぐらいでありますけれども、例えば冷房ないところにはそれを配布するとか、熱中症対策でお使いくださいとかという、これだったらまだどこもやっていませんけれども、こういうのはどうなんでしょうかね。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　そうですね、エアコンやはり設置していないところ、世帯ですね、非常に大変な部分はあると思います。今お話あった、首にですかね、やるタイプのものというのは、私も把握はしていたんですが、やはりない場合そういったものを身につけてうちわであおいだりすれば相当効果があるというのはあると思いますので、どういった部分で援助というか助成できるかというところは、そういった部分も含めて検討していければいいのかなと思います。

○議長（髙橋たい子君）　吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　次の項目のクーリングシェルターですけれども、町長は来年に向けて検討するというお話でした。

補助資料見ていただくと分かるとおり、岩沼市ではもう既に実施されて、声も聞かせていただきました。あまりにも暑いので公共施設に行って夕涼みをしてきたとか、ここで勉強してきたなんていう高校生なんかもいたというようなことで、好評ですというお話でございました。９月30日まで実施しているというようなことで、県内では、私調べたところでは、登米市、名取市、岩沼市で既に今年から実施されております。

名取市の補助資料見ていただければ、「いつでも涼しい休みどころ　どなたでもご利用ください」ということで、私も担当課に聞きました。名取市の総務課、保健センター、名取市の政策企画課、いろいろ電話して確認いたしました。今は、18か所設置したんですけれども、８月10日からは市内の郵便局をクーリングシェルターに追加して、27か所、今、名取市では実施されておりますということでしたけれども、本町ではどういうところを検討しているのか。今もし検討しているのであれば、どんな箇所なのかお知らせください。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　今現在考えられるクーリングシェルターということで、担当課の、担当課じゃない、健康推進課の中でちょっと考えたところは、やはり公共施設の中でホール、ホールというんですかね、ホール、エントランスホールとか、あと予約とかしないで利用できるような図書室とかが冷房あるような施設がまず考えられるんじゃないかというようなことをちょっと考えておりました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　埼玉県の熊谷市では、冷房の利いた商店街とか、全庁挙げての連携を取っているということで、例えば熱中症警戒アラートが発生した場合、健康づくり課は各部署に情報伝達、教育総務課は小学校、中学校へ伝達、長寿いきがい課ってあるらしいんですけれども、それは高齢者施設、市民に向けては防災無線、巡回車両、電子板での警告。全庁挙げて、今、熊谷市ではやっているんですよというお話でした。

埼玉県では、県挙げて実施しております。呼び名が違います。クールオアシスという名目で、加盟店など募集して、今現在募集していますよということでやっております。

名取市のように、郵便局であったり、大きな商業施設なんかも交渉していただいて、そういうようなものもクーリングシェルターにはなるんじゃないかなと。ウエルシアは全国で四百何か所ウエルシアカフェを準備しているようでございますので、本町にあるところは何かやっていないようですけれども、これも交渉する過程があると思うんですけれども、そういう一般の商業施設なり薬局なり、お話してみてはどうなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　先ほど町長の答弁でもありましたとおり、改正気候変動適応法に合わせたクーリングシェルターというような施設に町長が指定できる制度なんですけれども、それに指定した場合は、民間の、町が管理していないところの民間とかだと協定等が必要になってくるんですね。そちらのほうを指定するとすると、公表もして、法からいうと公表もして、使える日時、あと収容人数とかまで公表するようになっております。

今、実際にほかの自治体で民間のほうを指定しているところというのは、多分、感覚的にも、来年度から改正気候変動適応法に該当したクーリングシェルターというのではなくて、クールシェアスポットみたいな意味合いのもので契約しているのかなと思いますけれども、いずれにせよ、改正気候変動適応法につきましては、国からの文書も、要は発出先が15くらいの省庁から来ているんですね。要は、内閣府からはじめいろいろですね。それが各関係する県のほうに文書は行っていると思うんですが、そのくらい庁内を横断するような政策になりますので、これから改正気候変動適応法が秋頃に環境省令の公布があるという情報ありますので、それを見ながら庁舎内で検討していくべきことかなと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　よろしくお願いします。

それと、冷水器の話になるんですけれども、冷水器の場合だとは、何か町長答弁でつっけんどんな返事だったですけれども、来庁者からの要望はありませんので設置しませんという話でしたけれども、要望があったら、これ設置するんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　町長答弁にあります、設置を要望されたことはありませんというのは補足的な答弁でございまして、いろいろと検討はしました。過去にも、冷水器は20年以上前、設置していたことがありましたが、いろいろと総合的に勘案して撤去した経緯もございます。庁舎内については、自動販売機のほうで、完璧とは言えなくとも、ほぼほぼ充足していると考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　私も2016年の６月会議でもう冷水器の設置を一般質問で取り上げておりました。

私も今回のこのものについては、例えば庁舎がクーリングシェルターになった場合、１階の待合室に例えば何人かのお客さんが来る。涼んでいただく。そのときに冷水器があれば、お金出さなくても、そこで無料の冷たい水を飲んで、水分補給をしながら癒やしができるのかなと。

ちょうど南相馬市の市役所の１階に設置されたようでございます。それは、市民に暑さ対策と同時にマイボトルの利用促進をしつつ、プラごみの削減と熱中症対策につなげたいということで、無料でもちろん、水を提供して、これを順次拡大するという新聞記事を読みました。

どっちみちこれも検討しているのであれば、多分１階にも三、四台、２階にも何台か自販機ありますので、その合間でもいいですので給水器なんかあれば、住民の方なんかは喜んで設置するんじゃないかなと。これはどうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　無料で提供というのも一つサービスはよろしいかとは思いますが、まず、マイボトルを持参していただくというのを事前に広報するのも一つの手段だと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　これはプラごみの削減とＳＤＧｓにも基づいた両方の考え方でやっております。

また、学校にも冷水器ということで、これも私のほうで一般質問も取り上げていました。ちょうど気になったのが、埼玉県の伊奈マチというんでしょうか、伊奈チョウ。これ全中学校に冷水器が設置されております。子ども議会で、中学校の子どもが後輩の小学校に、小学校に通っている子どもたちに１リットルの水筒持参はかなりきついので、小学校にもぜひ冷水器を設置してほしいと、広報に載っていたんですね。教育長の答弁が載っていて、後輩思いのいい先輩ですということで、小学校にも入れるように検討するというの載っていました。今、

私の孫も小学校通っていますけれども、真っ赤な顔して帰ってきます。水筒も、自分の荷物も重いんでしょうけれども、水筒も重いですので、水筒もなくして学校で冷たい水が飲めればなということで、試験的でもいいからどこかから始めるとかというのは、教育長、検討してみてくれませんか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長(小林威仁君）　学校の冷水器の件です。

確かに水筒重いとは分かるんですけれども、今、学校のほうでは、水、家からくんできた水とか麦茶がなくなったら、学校の水道の水を入れて、帰り、子どもたちが帰るようにしております。水筒につきましては、今かなり保冷機能もあって氷ももちますし、あと何分、柴田町ではおいしい水を提供しておりますので、そちらのほう入れて、帰り暑いとき、下校時も水分補給をできるようにということで取り組んでいるところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　調べたのだけお話ししますと、大阪府の寝屋川市、これは市長の重点項目の政策で、子どもたちの熱中症対策を訴えて市長になった人ですね。冷水器を設置することで小まめな水分補給がしやすくなると。また、長崎県の市役所にも、熱中症対策とプラごみ削減で給水器をセット。ここからくむとペットボトル何本分削減できたというのも出てくるというようなものもあるので、検討するということでしたので、検討するって、クーリングシェルターとか、これから検討する課題が増えてくると思うんですけれども、ぜひ給水器も併せて検討していただければなと思います。

最後の町施設の防犯カメラの件ですけれども、今まで、町施設の駐車場でそういうトラブル、物損事故だとかというのはなかったんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　庁舎内の駐車場で一番多いのは、職員が車庫にぶつけるという事故。あと、直近では、出入口に今チェーンをかけているんですが、その支柱に車をこすってしまったという申出が１件ありました。あと、平成29年度でしたか、船岡公民館の裏の駐車場、あそこで、夜だったんですが、夜にやはりぶつけられたか何かというのでは申出ありましたですね。はい。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　看板の設置なんかもないようですので、例えばいろいろなショッピングセンターで、今は大型のカメラなんかも使っているところもあります。あるいは、看板なんかも設置されていますね。車でのトラブル、自己責任でとかというような項目があるので、ここ、ちょうど、議員駐車場というと離れているところですし、職員駐車場もちょっと離れているところがあるので、いたずらとかそういうことは誰かが見ているとか、そういう看板設置なんかもいいのではないかなというふうに思うんですけれども、看板は見当たらなかった、私も見たときにね。生涯学習センターとかそういうところも見てもないようですので、そういう注意看板とかは、カメラでなくても

看板ぐらいは設置できるんじゃないでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　確かに、議員おっしゃるとおり、注意喚起といいますか、そういった断り書きについては必要ではあると思います。仮に防犯カメラを設置した場合も、看板の設置も同時にしなければなりませんので、看板については、今後、施設管理課と一緒に検討してまいりたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　どうしてもお金なくて設置できないというようなために、自販機でというようなものも、これも私も、一、二回、一般質問取り上げております。

自販機に除細動器を設置している自販機もありますし、トイレなんかも設置されているところもありますし、防犯カメラというようなものもあります。どうしてもお金がないというのであれば、そういうのをすれば、売上金で賄っているというような、そういう自治体も多く見られますし、あるいは、庁舎を委託している警備会社に任せるというのも結構ありました、私調べた中で。こういう選択肢もあると思うんですけれども、例えば警備会社にどっちみちお願いしているんだったら、防犯カメラも駐車場に向けて何台か設置して、そういう啓発活動できませんかと、こういう交渉なんかはどうなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　財源の関係ですと、そのような案も有効だとは思います。しかしながら、防犯カメラそのものの設置についての課題が、今までも答弁申し上げてきたとおり、プライバシー問題ですとかそういったことの関係で、非常に慎重にしなければならないとは思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　プライバシーからいえば、先ほどの防犯カメラ設置運用要綱は本町ではつくられているので。

いろいろなところからも要望ありますよね。学校であったり、次、平間奈緒美さんが防犯カメラまずやるので、私は庁舎内にしますけれども、そういったトラブルとかというのは、大型ショッピングセンターの中でも結構あるらしいです。その場合は、警察から要望があれば情報提供としてやるとかというようなものもあるようでございますので、決して泣き寝入りするというんじゃなくて、きちんと看板を設置する。あるいは、例えばダミーってどうなのかどうか分かりませんけれども、設置されていますよみたいなものだとか、あるいは、私調べた中では、今、優秀な車があって、エンジン切ったとしても四方写っているという、そういうカメラもあるようですので、そういった人たちの協力をもらって駐車場を管理するとかというようなものがあるらしいです。車のエンジン切ってからでもというね、写るというのもあるので、やっぱり決して泣き寝入りすることなく、きちんと公共設備に、公共施設に行ったとしても大丈夫なような対応していただければなと。今回、新たに車庫棟の整備するのに施設管理の観点から防犯

カメラを設置するというようなことでしたので、もう少し広く設置してほしいなという要望に代えて、私の質問終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて11番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時45分再開といたします。

13時45分……（「13時　　」の声あり）ごめんなさい。（「45分ね」の声あり）はい。（「９分」の声あり）

午後１時３６分　　休　憩

午後１時４５分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番平間奈緒美さん、質問席において質問してください。

〔17番　平間奈緒美君　登壇〕

○17番（平間奈緒美君）　17番平間奈緒美です。大綱３問質問いたします。

１．安心して子育てができる環境整備を。

厚生労働省は、令和５年２月に保育所や幼稚園、認定こども園に通っていない０～５歳児、いわゆる「無園児」が全国で約182万人に上るとの推計を公表いたしました。育児で困難を抱える家庭で親子が孤立すれば虐待などのリスクが高まる懸念が指摘されている中、政府はようやく、本格的な対策に乗り出すことになりました。令和５年４月から始まったこども家庭庁では、定員に空きのある保育園で定期預かりといった新たな支援、保育園や幼稚園に通っていない「未就園児」や「無園児」と呼ばれる子どもの支援を本格化に向けて取り組むとしています。０～２歳児と３歳～５歳児では未就園の意味するところが大きく異なりますが、未就園児の保護者は周囲から孤立しがちで行政との接点も乏しく、必要な子育て支援を受けられていない懸念が指摘されています。

そこで質問いたします。

１）本町では幼稚園や保育所等に通っていない未就園児の調査はしていますか。

２）特に３～５歳児の幼稚園、保育所等に通園通所していない児童に対しての対策は。

３）核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦や出産後のお母さんは、初めての育児に不安や心配ごとを抱えてしまうことも少なくありません。兵庫県明石市では、見守り支援員（配達員）が赤ちゃんと保護者にお会いし、紙おむつなどの赤ちゃん用品を毎月無料でお届けして

います。配達時に子育ての悩みや困りごとなど相談を受け、内容に応じて市の子育てサービスや子育て関連施設、関係部署を紹介し保護者と連携しています。本町でも取り入れてはどうでしょうか

大綱２点目、新生活に向け、町を挙げて応援を。

日本では、晩婚・未婚やそれに伴う少子化が問題視されています。各自治体でも様々な方法で独身者同士の出会いをバックアップし、人口減少や過疎化への対策を講じていますが、本町でも町を挙げて応援すべきです。

そこで質問いたします。

１）国では結婚新生活支援事業として、結婚に伴う新居への引っ越し費用や家賃などを新婚世帯へ支給する等の取組を行う地方自治体に対し、その支給額の一部を補助しています。本町でも取り入れてはどうでしょうか。

２）令和３年度３月会議で質問した際に、婚姻届を提出されたご夫婦に町からのお祝いとして町の特産品などの贈呈をと提案し、他自治体を参考に検討していくとご答弁をいただきました。その後の進捗状況を伺います。

３）赤ちゃんが誕生したご家庭に、町内飲食店で使える食事券を贈呈してはどうでしょうか。

大綱３点目、町の安全対策を。

地域の安全・安心を見守るカメラ付き自動販売機が増えています。大手飲料メーカーは、人が集まる公園や商店街への設置を進めています。飲料メーカーで最初に始めたキリンビバレッジでは、「みまもり自動販売機」と銘打って平成30年に東京都足立区の西新井警察署管内に設置しました。街頭の防犯カメラは高い位置から撮影するため、帽子などをかぶっていると顔が写りづらいのですが、自動販売機内蔵型は人の目線で映像を取得でき、顔を認識しやすく、犯罪が発生したとき捜査の一助になります。

防犯カメラ設置に向けては、先ほどもありましたけれども、同僚議員から同様の質問がありました。その後の進捗状況を含めた、みまもり自動販売機の設置に向けての町の考え方を伺います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　平間奈緒美議員、大綱３点ございました。

第１点目、安心して子育てができる環境整備ということで、３点ございます。

まず、人数の把握ですが、毎年９月から10月にかけて、宮城県を通して、厚生労働省から乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児の状況確認の実施についての調査依頼があり、５歳児の未就園児について調査をしております。令和４年度は、幼稚園や保育所などいずれかを利用していることが確認できたことから、

未就園児、不就学児はゼロと回答しております。

4歳児以下については、令和5年度の柴田町に住民登録をしているゼロ歳児から4歳児までの人数と、子ども家庭課として把握できる町内外の保育所、幼稚園等を利用しているゼロ歳児から4歳児までの人数を比較し、いずれにも通っていないと想定される人数を調査しました。結果は、ゼロ歳児が141人、1歳児が93人、2歳児が94人、3歳児が19人、4歳児が15人でした。なお、人数は調査しましたが、個々の実態までは確認しておりません。

2点目。

5歳児については、次年度に小学校入学を控えており、特に集団生活に慣れる必要があることから、未就園児がいる場合は、子ども家庭課の職員が保護者と面談し、就園を提案するなどの働きかけを行います。就園に当たり、子どもの発達や保護者の経済状況などに問題がある場合は、その解決に向けて相談に応じ、専門的なアドバイスが必要となる場合は、関係機関につなぐなどの対応を行っております。

3歳児及び4歳児で幼稚園、保育所等を利用していない児童については、対象者を特定していないため、町からの働きかけは特に実施しておりません。

3点目、見守り支援員による見守りです。

兵庫県明石市で実施していることは承知しております。また、県内では富谷市が令和4年12月からおむつ等の配布を開始しており、令和5年度からは、年4回、おむつ等の配布と配達の際に声がけを行うと聞いております。両市とも、配達業務に関して、物品調達や配達のノウハウがある事業者に委託をし、市の研修を受講した配達員が声がけやおむつ等の配達を行うとのことです。

町では、令和5年2月から、全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるよう、個別面接等による伴走型相談支援事業と、経済的支援を行う出産・子育て応援給付金事業を一体的に実施しています。個別面談は、母子健康手帳交付どきと妊娠8か月頃の希望者や新生児訪問時に必ず2回以上実施し、妊婦・子育て世代に寄り添い、身近で相談に応じ、必要な支援につなげられるようにしています。また、給付金を妊婦1人当たり5万円、新生児1人当たり5万円を支給しています。

このように、子ども家庭課や健康推進課、町内各児童福祉施設の子育て支援事業などを通して、広く子育ての悩みや困り事など、相談、対応を実施しております。

今回の見守り配達事業につきましては、配達員が見守りを担うといっても、親御さんと打ち解け、悩み事や困り事を相談できるようになるまでには時間を要すること、また、研修を受けただけでは、信頼される見守り支援員にはなり切れないことの懸念が残ります。さらに、これまで、子ども家庭課の窓口や船迫こどもセンターなどにおいて、おむつ配達などの見守り事業を要望する声はございませんでしたので、今後、保護者からの相談内容を考慮しながら、事業の必要性について検討していきたいと考えております。

町としては、引き続き、関係機関との情報共有や連携を密にし、親子に寄り添った支援を行ってまいります。

大綱２点目、新生活に向け、町を挙げて応援をということでございます。

３点ほどございました。

まず、国が実施している市町村向けの結婚新生活支援事業は、夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下で、世帯所得が500万円未満の世帯に対し、市町村が住宅取得費用や住宅のリフォーム費用、住宅賃借費用、婚姻に伴う引っ越し費用に対し、上限額を30万円として支援する事業で、上限額の２分の１が国から県を通して市町村に交付金として交付されるものです。

この事業を受けるためには、県及び市町村それぞれが、国が示す事業メニューに係る事業実施計画を策定し、計画内容及び事業実施について、こども家庭庁と協議し、認められる必要がございます。

近隣市町では、令和４年度に角田市で20件、丸森町で６件の実績があり、そのほとんどが婚姻に伴う引っ越し費用に係る支援のようでございました。

なお、令和５年度は県内11市町がこの事業を活用しており、そのうち５市町が今年度から事業を開始しておりますが、思ったほどこの事業の活用は伸びていないようでございます。こうしたことから、この事業の活用については、人口の減少や少子化に対する歯止め効果がどの程度あるのか、また、各自治体の活用動向を十分精査した上で検討したいと考えております。

本来、結婚や出産などは、個人の考えや価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるべきものではありますが、一方で、出会いの場がないことや経済的な不安などから晩婚化や未婚化、そして少子化につながっていることについては、重要な問題であることは認識しております。

町ではこれまで、出会いの場の一つとして、ＡＩを活用したマッチングシステムを導入したみやぎ結婚支援センター、みやマリ！について、町ホームページやお知らせ版などで周知を図ってきており、県全体の登録者数は、７月末時点で2,551人となっております。９月16日には、みやマリ！の出張登録会及び相談会を槻木生涯学習センターで開催する予定としております。

２点目。

令和３年度３月会議の質問を受けて、他の市町村の状況を踏まえ、町の特産品を記念品として贈呈することを検討いたしましたが、特産品の贈呈は難しいと考えております。その理由は、婚姻届は、夫または妻の本籍地、住所地、所在地のうち、いずれかに届出ができるため、住民以外の方が柴田町に届出する場合や、住民であっても柴田町以外の本籍地に届出する場合もあるため、窓口での特産品の贈呈に不公平感が生じてしまうことでございます。特に、柴田町は仙南２市７町の中でも戸籍届出の件数が多いことから、対応が難しいものとなっております。

まずは、令和５年３月から写真撮影ができるようになったフォトブースと、柴田町オリジナル結婚届を積極

的に活用し、婚姻される方々を応援してまいります。

３点目。

町では、これまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、児童手当受給世帯や５歳までの未就学児を保育する世帯に給付金を給付し、子育て支援の充実を図ってきております。

ご提案の町内飲食店で使える食事券の贈呈については、新生児を連れたファミリーが利用できる飲食店が少ないことや、出産後になかなか外食する機会が得られないことなどもあり、それよりも、各子育て世帯の実情に合わせて自由に使える給付金のほうが子育て支援策として有効と捉えております。

町といたしましては、安心して妊娠期から出産、子育てに至るまで伴走型の支援を行い、今後、経済的な面からの支援策として、第３子以降の子どもを安心して産み育てられるよう、町単独で出産祝い金を支給することを検討してまいります。

３点目、町の安全対策でございます。

防犯カメラでございます。

吉田議員とかぶる可能性もありますので、ご理解を賜りたいと思います。

当町では、宮城県が定めた防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、平成30年３月に柴田町防犯カメラの設置・運用要領を策定し、個人のプライバシーの保護に配慮し、施設における犯罪及び事故の防止並びに一部施設管理のために設置することとしています。

防犯カメラの設置については、令和４年２月、大河原警察署に防犯カメラ設置の照会を行い、路上犯罪及び子どもや女性に対する声がけや付きまといなどの事案等を踏まえ、４か所の設置場所について回答をいただきました。その後、大河原警察署と合同で現地確認を行い、令和４年12月、さくら歩道橋アーチ部分に２台、船迫生涯学習センター付近の船迫２号地下道北側に１台、計３台を町の防犯協会で新たに設置し、令和５年３月現在、町及び町防犯協会を合わせ52台を設置しています。

議員からご提案をいただいた防犯カメラ内蔵型のみまもり自動販売機の設置ですが、私有地へ防犯カメラ内蔵型自動販売機を設置する場合は、各個人で設置していただくことになります。

町所有地への防犯カメラ内蔵型自動販売機については、犯罪などの抑止効果や事件、事故が起きた場合の速やかな事件解決につながることが期待できる一方で、１つに、地域貢献型の自動販売機は、防犯カメラ内蔵型自動販売機をはじめ、災害情報を流す災害支援型自動販売機や、災害発生時に飲料を無料で提供する災害対応自動販売機等があり、各社が営業活動を行っていること。

２つに、防犯上必要な場所と、一定程度の売上げがあり設置業者の利益が見込める場所とにミスマッチが生じること。

３つに、町有地へ設置したことで、ごみや騒音などの苦情が役所に寄せられるなどの問題点もあります。

こうしたことから、今後も、町内会や自治会、大河原警察署など関係機関と協議を行い、本当に必要とされる場所への設置を慎重に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　それではまず１点目、無園児というか未就園児ということで、町内にはそれに係る方がいらっしゃらないということで、まずご答弁を聞いて安心いたしました。ただ、国でもこういったことをこれから調査していきますということですので、今後もしっかりと調査をしていっていただきたいんですけれども、独りにならないような対策をぜひ取っていただきたいんですけれども。

５歳児はしっかりと把握していますよということだったんですけれども、３歳から４歳児に保育所等、保育所、幼稚園等を利用していない方については、対象者を特定していないため、町からの働きかけは特に実施しておりませんというご答弁でしたけれども、その３歳、４歳児に関して、していない理由というのは特に何かあったのでしょうか。そのあたり伺いたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　３歳児、４歳児の方の、児童のですね、特定していない理由ですけれども、まず１点に、乳幼児健診ですね。例えば１歳６か月、２歳６か月、３歳６か月健診で、支援が必要な方の確認ができると。

もう１点が住基と３歳児、４歳児を突合、５歳児のときはするんですけれども、その突合するのに事務的な労力がかかりますので、その目的がちょっとはっきりしていないという２点になります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　特にゼロから１、２歳というのと３から５歳というのは、幼稚園、保育所に通うというところが非常に変わってくるので、在り方も調査の仕方等も多分変わってくると思うんです。特にゼロから１、２歳に関しては、自分で幼稚園に入るまでは子育てをしたいという方がいらっしゃいますし、３から４歳につきましては、保育所だけでなく幼稚園という幅が広がりますので、選択の中に広がりますので、それをやはり町としてしっかりと結びつけてあげることというか、特に３歳６か月健診ですか、健診では３歳６か月健診があって、あと大きな子どもの健診というのは確かなかったと思うんですけれども、そこからのつなげられるような対策というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　３歳６か月健診からのそのつながりというかですけれども、まず３歳６か月健診において、健診に所属機関、保育所とか託児所とかその他ということで記入してもらうんですけれども、記入がない、なかった場合という場合は、理由を確認いたしまして、専門的なアドバイスが必要な場合は、

関係機関である、例えばむつみ学園さんとか、あと医療機関とかと連携して取り組んでいくというような体制をしております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　担当課、子ども家庭課としても、あといろいろな子どもに関わる施設で働いていらっしゃる方に関しましても、町の子どもたちの安心・安全というところでは本当に常に気を配っていただいて、一人一人に関わっていただいているというのを非常に感じております。今後ともそのような対策を取っていただければなと思うんですけれども、しているんですけれども、しているのは重々分かっているんですけれども、もう１歩、２歩というところで今回ちょっと質問させていただいたところでした。

まず、ゼロから１、２歳児に関しては、どうしても育休ということで１年間職場をお休みされて、ご自宅で子どもさんを見る。そのときに町の施設はいっぱいあります。例えば支援センターだったり児童館だったり、そういった施設はあるんですけれども、そこに行けるお母さんたちはいいんですけれども、なかなかそこにつながらないというお母さんたちもいるのもなかなか現状なのかなと。今は、例えばスーパーの中に子どもが遊べる遊具があったりとか、昔であれば、公園デビューといって公園でお友達をつくるとかということもできたんですけれども、なかなかここ二、三年というのはどうしてもコロナの影響でそういったところが難しくて、悩んでいるお母さんたちもいるのも現状です。そういったあたりの声というのは、子ども家庭課のほうでは聞いていますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　おむつ配達事業といたしましては、相談の要望というのは特にないというような今現状ではございますけれども。すみません。（「すみません。聞き方が悪かったと思います、すみません」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　平間奈緒美議員、もう一度質問してくださいますか。

○17番（平間奈緒美君）　すみません、私の聞き方がまずかったと思うんですけれども、まだちょっとおむつまではちょっと待っていていただいて。今までコロナ禍ということで、いろいろな健診とかも電話相談だったり、なかなか、何ていうんでしょう、町のほうでも多分声も拾いづらかったのかなというところもあったんですけれども、例えば児童館やこどもセンターとかで、そういった、来ていただければありがたいんですけれども、来ていただいたお母さんたちのそういった悩みとか、いろいろな面での何か伺っているのかなと思いまして、そのあたりちょっと伺いたいと思いました。

○議長（髙橋たい子君）　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　こどもセンターで相談業務やっておりますけれども、相談内容、令和４年度で464件ございます。その中では、子育ての悩みとか、子ども自体の悩みとか、あと自分の子は発達がもしかして遅れているのではと、親、子どもとの関係性に悩んでいるとか、そういう悩みがございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　いろいろな悩みがあるとは思うんですけれども、そのあたりをしっかりと関係部署のほうにつないでいただいているということでと思います。

今回、この未就園児に関してちょっと質問するに当たり、未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究というのが、これ報告書ということで案として出ているんですけれども、その中でも、関係、子育てに関係されている方、そしてあと実際の実施内容とかも聞かれていて、今後、保育所を、国では保育所の空き教室というのが問題視されている中で、保育所というのは保護者の方が就労していると預けられるところですけれども、これから国では、預けていない保護者に対しても、空き教室、空き教室というんですか、そういうのを活用してやろうということを、今、国でも進めております。実際こちら、柴田町は待機児童がまだいるので、こういったところまでまだ話が行っていないんでしょうけれども、そのあたり、町のほうでは、こども家庭庁のやろうとしているところに関して、どういった感じで今進めているというか、感じなんでしょうか、伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　こども家庭庁が言っている誰でも通園制度だと思うんですけれども、実際、こども家庭庁のほうから誰でも通園制度についての、何ていうのか、通知とか要綱とか、何ですかね、そういうものはまだ来ておりません。なので、実際のところは、町としては動いていないという状況になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　はい、分かりました。これから多分、今、モデル事業ということで、50自治体、すみません、何件かの自治体で約50件ぐらいですか、実際にモデル事業としてやっているということもありますので、そのあたりをよく今後調査していただければと思います。

特に保育所に通っていないというところでは、以前に何人かのお母さんたちからちょっと聞いたんですけれども、やはり船岡は結構、人の移動も多いということで、転入者の方が結構多いですけれども、その転入者へのフォローというのは、特に保育所問題が多分一番大きく関わってくるのかなと思います。保育所だったり幼稚園だったり。担当課に伺っても、ちゃんとご案内していますとか、そういったフォローはきちんとされていると思うんですけれども、なかなか時期が合わなくて希望する保育所に入れなかったとか、希望しなくても保育所に空きがなかったとかということを聞いているんですけれども、そのあたりのフォローというのをどう考えているのか伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　すみません、転入者への保育所等の途中で入るときのフォローについては、すみません、ちょっと今、手持ち資料がないので、そこ　あと確認させていただいてもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　よろしいですか。

○17番（平間奈緒美君）　はい。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　なかなか、定員が決まっている中で、時期、どうしても２月、３月に転入されている方ももちろんいらっしゃると思います。そういった方が安心して子どもさんを預けられるというところもきちんと確保していただきたいなと思います。保護者の方からは、なかなか、転入してきて相談に行ったんですけれども、時期がずれていることでなかなか保育所に入れなくて大変でしたという意見も伺っております。本当に、この時期、保育所に入れるか入れないかというのは、本当に多分切実な保護者の方もいらっしゃると思いますので、そこら辺寄り添ってしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　そうですね。その辺については、子どもさん、親御さんに寄り添った支援というのを心がけていきたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　町長答弁の中に、どこだっけ、すみません。すみません、今度おむつに行きます。

おむつの定期便ということで、明石市だったり様々な自治体でやっているのを私も調べました。その中で、答弁では、伴走型相談支援ということで、出産・子育て応援給付金ということで、２回ですね、２回以上、面接だったりアンケート調査だったり行っているということなんですけれども、これだけで終わりということではなくて、もっと何か相談事があれば、例えばこどもセンターを通して相談だったり、これにつながるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　町長答弁であったように、子ども家庭課の支援拠点や健康推進課、あと町内の、船迫こどもセンターをはじめ町内の各児童福祉施設で、広く子育ての悩みや困り事の対応をしております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　それでは、おむつのほうなんですけれども、どうしても、やはりいきなり支援員が見守りを担うといってもということで、本当に、顔を合わせることができないとなかなか信頼関係も生まれてきませんし、これに係るもちろん予算等も鑑みますとどうなんだろうということは、もちろん分かります。

例えばなんですけれども、福岡県福岡市では、最初の３か月までは、そのサイトがあるんですけれども、サイトの中で、月１回、育児の状況や悩みを尋ねるアンケート、要するに毎月、生後３か月までは月１回それを受けることで、回答することで、定期便、おむつの定期便を受け取れるというんですか。それで、４か月以降に関しましては、市で行っている、例えば本町でいうとこどもセンターとか児童館、あと保育所等々で、行って、ま

ずそこの場に行って、職員が持っている名札のところにＱＲコードがついているそうなんですけれども、ＱＲコードを提示することで、顔を見るというところで、それで、そのおむつの定期便を、何ていうんでしょう、クリアをして、いや、届けていただけるということをやっているそうなんです。

ただ単に支援員が行って、はい届けましたではなくて、逆に保護者のほうから、お母さんたちが町にある施設に出向いてお話をしながら、行って、悩み事の相談だったりをしてということをやっているんですけれども、例えば、施設、こどもセンターだったり児童館だったり、本当に町にはいろいろな施設あるんですけれども、なかなかお母さんたちもいろいろな施設あるのは分かっていても、じゃあそこに行くかというと、行っている方はもちろんいらっしゃいますし、利用されている方、うちも孫が来たときに利用はしましたけれども、じゃあ行けるかというと皆さんが行けるわけではないので、そういったところの案内も兼ねて、そういった取組なんていうのも、ただおむつ届けるだけじゃなくて、そういったのも一つなのかなという、施設を有効利用するというんですか、待っているだけではなくて、こちらから出向く、こちらから出向くというのもちろん必要なんですけれども、相手方からもしっかりとその施設を有効活用してもらうというのも１つ大きなものだと思うんですけれども、そのあたり、今言って、できますという、もちろん言われると思っていませんけれども、そういったものもありますので、こういったものぜひ調査とかしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　気軽に相談に乗るというか、そういう体制のことだと思うんですけれども、柴田町でも、例えば出生届の際に、出生届出すと児童手当の手続をするわけですけれども、そのときにしばた子育て支援ガイドＢＯＯＫという冊子があります。その中で船迫こどもセンターで例えば電話相談を受け付けしておりますということでの記載もございますし、実際、船迫こどもセンターで電話での相談39件、年、昨年度でございます。また、メールで相談ということでも、実際受け付けして対応しております。なので、その辺をさらに充実していければなと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　もちろんやっているのは重々承知しておりますし、本当に手厚い子育て支援しているのは分かります。そこからさらに一歩進んで、踏み込んでというところで、今回、おむつ定期便というのをちょっと提案させていただいております。

メールとかなんとかというのはもちろん大事ですけれども、やっぱり顔合わせることが一番、今回コロナになってやっぱり感じたのが、顔をつなげるというのが一番大事なのだなというのをとても感じました。特に子育てで悩んでいるお母さんたちというのは、そういった相談できる場所があれば安心ですし、例えば雑談でも何でもできる場所というのもとても大事だと思います。

というところなんですけれども、やはりこのサポート事業とか様々、本町でも行っておりますので、そういったとこ

ろ、例えばおむつ事業、答弁では難しいということで答弁はいただいておりますが、こういったものもしっかりと、私は町でやっている施設をもっと利用してほしいなというところをちょっと強く願ったところでございました。

では、次に移ります。

新生活に向けてということで、こちらもなかなかいいご答弁はいただけなかったのであれなんですけれども、特にこの２点目の進捗状況ということを伺いました。なかなか町での特産品がという、難しいということなんですけれども、実際フォトブース、前回、今、町民環境課の自動販売機の前に設置していただいておりますけれども、あれはどこが管理をされているのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　管理ということで。（「はい」の声あり）

町民環境課のほうで季節ごとに３種類作らせていただきまして、あとホールのほうは財政課の許可をいただきまして、今の時期はアジサイを置いております。あと春先は桜のフォトブースになりまして、もう少しすると、今度、マンジュシャゲ、ヒガンバナということで、３点セットで作成させていただきました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　季節、桜、アジサイ、マンジュシャゲということなんですけれども、今、９月ですよね。今、飾られているのは何でしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　今のところまだ８月なので、アジサイのほう（「９月」の声あり）失礼いたしました、９月ですね。もうすぐマンジュシャゲのほうに変更させていただきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　こちらも私が提案させていただいて作っていただいて、とてもすてきなイラスト、あの前で何度か写真を撮らせていただいたんですけれども、あの場所ってどうなのかなと。町民の方にあの場所どうですかと聞くと、なかなか分かりづらいよねと言われるんです。あの場所、どうしても奥まってしまっていてちょっと分かりづらいということもあるんですけれども、場所に関してはもうずっとあそこでということになるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　場所ですと、朝日が入ったり、あと夕方になると夕日ということを考えますと、ピンクで補強されたところというと、西日が入ってくるとちょっと外の光が入ってくるものですから、ちょうど一番いいところが、狭いスペースを有効利用、活用させていただくとなると、今の自動販売機の前が一番日光とかの照り返しとかを受けない場所だと思っておりましたので、あそこのところに設置させていただいております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　なかなか、もっと、あれをせっかく作っていただいたということなので、例えば、あそこ

だけ、常にあそこでも、今おっしゃるとおりであればそのとおりなんですけれども、例えばイベントごとに外に持ち出すとか、そういったことって考えられないのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　今のご質問ですと、ほかの課からイベントで使用したいというときにはお貸ししていたりしていますので、そういったことは町民環境課のほうに連絡いただければ、いろいろなイベントで活用することは全く問題ありません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　ぜひ積極的に使っていただきたいのと、やはりなかなか、例えば婚姻届持ってきた方というのは、実際に利用された方というか、あそこの前で写真撮った方っていらっしゃるのかなと思ったんですけれども、どうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　婚姻届出された方については、婚姻届いろいろ審査して時間がかかるんですけれども、受理するまで。それが終わった後に、写真撮影するコーナーがありますのでどうですかというお声がけはしています。それで利用される方については、今年の３月からあのフォトブース設置していますので、今のところ、一応こちらから声がけはしていますが、あとは本人の意思、任意の希望で撮るということになっていますので、１件か２件程度だったぐらいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　場所の問題言ってもどうしようもないんですけれども、できるだけ、せっかく作っていただいたわけですから、活用できるように何かいい方法を考えなくちゃいけないのかなと改めて私自身感じました。

３点目の赤ちゃんが誕生したご家庭にということで、町内飲食店で使える食事券ということをちょっと提案させていただいたんですけれども、やはりコロナ禍にあって飲食店がなかなか、今ようやくコロナも落ち着いたところで戻ってきているということもあって、そういったお金を配るのではなく、例えば、お金を、そうですね、はい、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でお金をお渡ししているわけですけれども、お金を渡すというよりは、そういったところの例えば町内の飲食店限定のお祝い金をお渡しするとか、そういうことをすると、例えばコロナで落ち込んだ飲食店を元気にできるのじゃないかとか、町内にある飲食店をもっと知ってもらえるのではないかとか、それが強いて言えば地域経済につながるということをちょっと私の中でも考えまして、現金では今の保護者の方はどうしても預貯金に回してしまうということがあります。そういったところでちょっと提案させていただいたんですけれども、なかなかこれも難しいという、答弁でも、子育て支援策としては自由に使える給付金のほうがということでご答弁いただいているんですけれども、そのあたり再度お願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　答弁でもありましたけれども、子ども支援策といたしましては、広範囲かつ長期的に使用できる、各世帯の実情に合わせて使える、そのような支援のほうが有効だというふうに考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　はい、分かりました。

第６次柴田町総合計画後期基本計画の中の３の２ですね。子ども・子育て支援の充実ということで、入学祝い金の見直しや、出産祝い金の導入ということが書かれておりました。ご答弁でも、町単独で、第３子以降の子どもを安心して産み育てられるようということで、町単独で出産祝い金を支給することを検討しておりますとあります。

では、大体、今の時点で検討するということですので、これから実際に入っていくと思うんですけれども、大体どのぐらいの金額をという、見ているのか伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　金額についてはまだ打合せ等もしておりませんので、ちょっと今のところは不明でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　そうだと思いました。すみません。

できれば、お金でということももちろんお金で頂けるのが一番私もうれしいと思うんですけれども、そうではないというところもあります。例えばおむつ宅配便とか、あと、いろいろな、例えば出産したときに出産ギフトボックスみたいなのを渡しているというところも、いっぱい自治体としてはあります。お金では、だけではないというところも少し検討の余地をしていただければなと思いまして、最後の質問に移ります。

自動販売機、すみません、先ほども吉田議員のほうからも、設置のほうはなかなか考えていないということなんですけれども、私のほうからは、やはり防犯型自動販売機、見守り自動販売機ということで、例えば公園とか通学路とかそういったところにあれば、子どもたちにとっても安心・安全で遊べる場所になったり、例えば通学路であれば、子どもたちの登下校、安心して登下校、あるというだけで安心できると思うんですけれども、答弁ではなかなか、本当に必要にされている場所の設置をということでもいただいております。このあたり、もうないということで、町としての設置はないということで判断してよろしいのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　防犯カメラの設置に関しましては、答弁書のほうにもあったかと思うんですが、大河原警察署等と関係団体との協議の上、いろいろ危険な箇所とか犯罪が起きそうな場所を警察のほうからアドバイスいただきまして、設置に向けて進めてまいっております。

ですので、今後もそういった形は継続していくのかなと思いますし、通学路に関しましても、国道４号線の地下道なんかにも昨年度設置したというような経緯がありますので、必要な、危険な、本当に必要な場所に設置をしていくというような考え方であります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　答弁でもありましたとおり、今、地域貢献ということで、大手の飲料メーカー、それといろいろな団体のほうでも、自動販売機を、その見守り自動販売機を設置して、かかる費用はそちらで全部やっていただけるということでやっているんですけれども、そういうものに関しては、では、ご答弁でいただいたとおり、個人でという形になるんでしょうか。町で例えば協定を結んで、企業さんと協定を結んで、その見守り欲しい箇所、例えば公園とかそういうところに防犯カメラつきの自動販売機を設置するということは難しいんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　まず、防犯カメラがついた自動販売機なんですけれども、まず写す方角が買いに来た方を写すようなイメージになるかと思います。公園等にはつける際に、要するに道路側のほうに向けた形で設置ということになるかと思いますので、公園側のほうを写すということがなかなかちょっと難しいのかなというふうにも思います。

ですので、設置を町のほうで考えているところと、自動販売機を設置する業者さんとの思惑が一致するのであれば検討する余地はあるのかなと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　例えば各社から、大手の飲料メーカーさんからとか、そういった防犯カメラに向けた設置について何かこう、何か来られたとかご相談に来られたというのは、特に今までもないということでよかったんでしょうか。結構いろいろな自治体を見ると、何ていうんでしょう、協定を結んでやっているというところを伺っているんですけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　まず、大手の飲料メーカーからそのような話はいただいたことはございません。個人の方が見えたことはあります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　地域貢献ということで、いろいろな自治体でも、大きな飲料メーカーさんのほうで、何社かいっぱいありますけれども、やっているということは伺っております。そこで協定を結んで、自動販売機のところに、表面に見守り中とかそういったものがあるということで大分防犯につながっていますよということも伺っております。そういったところで、町で一般財源を使わないで、その大手の業者さんのところから、販売に関して無

料で飲料は提供していただけるということもありますので、そういったところをぜひ考えていただくことというのは難しい　　、そういうのがもしあれば町では今後検討していかないこともないということなんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　答弁の繰り返しになってしまうかもしれませんが、先ほど申し上げたとおり、警察等とやはり相談しながら進めていかなければならないのと、あと、そういう事業者さんからの協定なり、そういう見守りについてのそういう申出があった際に、その辺検討してまいりたいなと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　はい、分かりました。

やはり一番は、私の中でやっぱり子どもたちの安心・安全、特に公園、子どもたちが安心して遊べる環境、あと通学路に関しても、毎日の登下校、安心して登下校できる環境をつくってあげられるのはやはり私たち大人なのかなと思っております。

そういった意味での防犯カメラ、先ほどもいろいろプライバシーの問題等々ございました。それはもちろん考慮しながらも、いろいろなことが、今、自動販売機の中でもできるということも　　ております。例えば、兵庫県高砂市では、防犯対応型自動販売機、愛称みまもりくんというのが設置されております。これは、市内にある公園、児童公園だったり、主に公園ですね、の前にあるんですけれども、この自動販売機は、身の周りに危険を感じたときに、自動販売機中央部分の丸ボタンをたたくと、パトライトが点灯して音と光で周辺の方に危険を知らせるなんていうのもございました。

今、自動販売機いろいろな、性能よくて、例えばふるさと納税ができるとか、そういったものもいろいろあります。何かそういうのをうまく活用して、子どもたちの安全だったり、特に自動販売機は災害時の飲料確保にもつながると思いますので、そういった意味で警察と連携を取っていただきながら進めて、今後とも検討を進めていっていただければと思いまして、私の質問を終わります。

○議長（髙橋たい子君）　平間奈緒美議員、少々お待ちください。

子ども家庭課長、答弁漏れ１点ありましたね。これを許します。どうぞ。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　転入者の保育所の希望の方のフォローの関係だったかと思うんですけれども、その場合は空き待ちの登録をしていただいたり、別の例えば保育所とか、年齢によりますけれども小規模保育所とかですね、そのようなところを勧めて案内しておりますという状況になります。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（髙橋たい子君）　奈緒美議員、よろしいですか。

○17番（平間奈緒美君）　はい。

○議長（髙橋たい子君）　これにて17番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前９時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後２時４１分　　散　会

上記会議の経過は、事務局長大山　薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和５年９月４日

議　　長　　髙　橋　たい子

署名議員　１６番　白　内　恵美子

署名議員　１７番　平　間　奈緒美